

令和5年 第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

令和5年12月8日～令和5年12月12日

熊本県甲佐町議会

令和5年12月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

令和5年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	5

○12月11日（第2号）

出席議員	6
欠席議員	6
本会議に職務のために出席した者の職氏名	6
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	6
開議	8
日程第1 一般質問	8
散会	57

○12月12日（第3号）

出席議員	58
欠席議員	58
本会議に職務のために出席した者の職氏名	58
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	58
開議	60
日程第1 議案第43号 甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について	60
日程第2 議案第44号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
日程第3 議案第45号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68

日程第4	議案第46号	甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	70
日程第5	議案第47号	甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	72
日程第6	議案第48号	甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について……………	74
日程第7	議案第49号	甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について……………	77
日程第8	議案第50号	町道の路線廃止及び認定について……………	81
日程第9	議案第51号	令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)……………	82
日程第10	議案第52号	令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)……………	95
日程第11	議案第53号	令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)……………	98
日程第12	議案第54号	令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……………	100
日程第13	甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……………		102
日程第14	議会広報編集特別委員会全国研修報告について……………		103
日程第15	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		103
日程第16	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		103
日程第17	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		103
	閉会……………		104

12月8日（金曜日）

令和5年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和5年12月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 12月8日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月8日 午前10時08分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	師富省三
会計管理者	渡邊友美	総務課長	北野太
企画課長	荒田慎一	くらし安全推進室長	永井恒一
税務課長	奥名雄吉	環境衛生課長	白石亨
住民生活課長	橋本良一	健康推進課長	上古閑一徳
福祉課長	宮崎貴美代	農政課長	井上幸介
建設課長	志戸岡弘	会計課長	渡邊友美
町民センター所長	中林健次		
教育長	田上浩輝	学校教育課長	吉岡英二
社会教育課長	後藤喜治		
農業委員会事務局長	井上幸介	選挙管理委員会書記長	北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、令和5年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、鳴瀬美善議員、4番、森田精子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） 皆さん、おはようございます。それではご報告いたします。先の定例会において付託を受けておりました令和5年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会よりご報告いたします。

去る11月30日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布の通り、会期を本日12月8日から12日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、9日及び10日は、議案調査のため休会、11日は一般質問、12日は条例案件、指定管理者の指定案件、町道の路線廃止及び認定案件、令和5年度一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日12月8日

から12日までの5日間と決定いたしました。

議案第43号から議案第47号までの条例の制定について、議案第48号及び議案第49号の指定管理者の指定について、議案第50号、町道の路線廃止及び認定について、議案第51号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）、議案第52号から議案第54号までの令和5年度各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。本日は令和5年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかにご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今期定例会に提出をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、条例案件5件、指定管理者の指定案件2件、町道の廃止・認定案件1件、補正予算案件4件の合わせて12件であります。

まず、条例案件としまして、甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について、他4件を、指定管理者の指定案件については、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について、他1件をご提案いたしております。

次に、町道の廃止・認定については田口橋の右岸側の県道の平面交差点の完成に伴う町道白旗吉田線に係る起点の変更について、道路法第8条第2項の規定によりご議決をお願いするものであります。

次に補正予算案件としましてはまず、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）について、主なものといたしましては民生費に物価高騰対応重点支援給付金として1億1,270万円、土木費で社会資本整備交付金の確定に伴う2億1,873万9,000円の減額調整などを行い、総額で8,265万4,000円を減額し、100億8,896万3,000円といたしております。

次に、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では3会計共通して給与やシステム改修費などを計上し、国民健康保険特別会計では21万円を増額し、総額で15億1,283万円、介護保険特別会計では140万円を増額し、総額で16億7,378万円、後期高齢者医療特別会計では9万

8,000円を減額し、総額で1億8,770万8,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明を行わせますので、適切にご議決をいただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

○議長（宮本修治君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日9日及び10日は議案調査のため休会、11日は午前10時から本議場にて会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時08分

12月11日（月曜日）

令和5年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和5年12月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月11日 午後3時8分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	師富省三
会計管理者	渡邊友美	総務課長	北野太
企画課長	荒田慎一	くらし安全推進室長	永井恒一
税務課長	奥名雄吉	環境衛生課長	白石亨
住民生活課長	橋本良一	健康推進課長	上古閑一徳
福祉課長	宮崎貴美代	農政課長	井上幸介
建設課長	志戸岡弘	会計課長	渡邊友美
町民センター所長	中林健次		
教育長	田上浩輝	学校教育課長	吉岡英二
社会教育課長	後藤喜治		
農業委員会事務局長	井上幸介	選挙管理委員会書記長	北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は6名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間とし議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めましておはようございます。5番、佐野でございます。

一般質問通告書に従い、質問を行ってまいります。よろしくをお願いいたします。

まず第一の質問事項であります補聴器購入費助成制度の実施についてであります。補聴器補助につきましては、これまでの議会一般質問については2020年令和2年6月議会において井芹議員が加齢性難聴への補聴器補助をとということで質問をされております。加齢性の難聴をはじめ18歳以上の難聴者へ補聴器補助助成ができないかであります。難聴は日常生活や仕事への支障をきたすだけではなく、健康に及ぼす様々な影響が知られるようになり、早めに補聴器を装着して難聴に対応することの有用性が取り上げられています。現在、言語能力の健全な発達を図るためとして難聴者への補聴器補助助成につきましては身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中度の聴覚障害のある18歳未満の難聴児に対して助成制度がありますが、18歳以上での軽度、中度の聴覚障害の方への助成制度はないと思います。18歳未満の難聴児で助成を受けている方、また18歳以上で軽度、中度の聴覚障害のある方の把握はされていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。まず18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の聴覚障害のある方で補聴器の装用によって言語取得等一定の効果が期待できると医師に判断され助成を受けた方がこの5年間では令和元年に1人だけとなっております。また18歳以上で身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の聴覚障害がある方については購入費の助成制度がなく、人数についても町では把握できておりません。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 県内においては郡内の益城町や長洲町、五木村で65歳以上の高齢者に対し補聴器の購入に応じた費用の全部または一部を助成する事業を実施しております。益城町、長洲町は3万円、五木村は5万円となっております。一般社団法人日本補聴器販売店協会が2023年4月28日現在で調査された全国の自治体における補聴器購入費助成制度の実施状況では全国市町村数1747のうち143自治体を実施をしているということです。この143には助成制度を実施している県内の長洲町、五木村は入っておりませんので助成制度を実施している自治体は全国的には143よりももっと増えているものと思われます。このように県内も全国的にも自治体による補聴器助成は広がっているという風に考えますが、町は補聴器助成制度の広がりをご捉えておられるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。佐野議員がおっしゃいましたように、また一般質問の資料にもありますように障害者手帳の交付を受けていない方が補聴器を購入する場合、県内では益城町、長洲町、五木村が自治体独自に助成事業を実施しており助成を受けることができます。県内市町村が独自に補聴器助成を実施している一覧表がないか熊本県にお尋ねしましたが県には資料がないとのことでしたので一般質問の資料は福祉課で各町のホームページから調べたものになります。また一般社団法人日本補聴器販売店協会が出している調査資料については助成事業を実施していても載っていない市町村もあると推測できますが日本補聴器販売店協会の資料を参考にしますと助成している市町村数が多い都道府県、あるいは助成している市町村数が0の都道府県もあるなど偏りがあります。甲佐町としては県内の各市町村の実施状況などから現在のところは18歳以上の障害者手帳をお持ちでない方への補聴器購入助成は考えておりません。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 五木村は助成事業の実施要項の中で聴力低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対し補聴器の購入に応じた費用を助成することにより補聴器の利用を通じて聴力低下により閉じこもりとならないよう高齢者の外出及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とすると補聴器購入を助成することの目的を明確にうたっております。また国は難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の促進をと孤独、孤立対策の重点計画ではうたっていますが、軽度、中度の難聴者への補聴器購入助成制度はできておりません。補聴器購入への助成については国による公的な支援を設けることが本来必要であると思います。しかし国の対策を待つだけでなく高齢者の社会参加を促進し介護予防に力を入れてわが町においても全国自治体の1割近い市町村が行っているように支援策を設けるべきではないでしょうか。五木村が実施要項でうたっているように難聴者の孤立、孤独対策としても必要なことではないかという風に考えますが、もう一度その点ご確認、答弁お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。佐野議員がおっしゃいました通り難聴者が補聴器を利用することは社会参加がしやすくなり孤独、孤立対策の1つにはなるかと思わ

れますので今後も他の市町村の動向を注視していきたいと思えます。また甲佐町としてはまずは各地区の公民館等で行われております介護予防活動への参加促進や老人クラブの参加促進など他の方法にて高齢者の社会参加や孤立対策を促進したいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町高齢者福祉計画においては2025年には高齢化率は40.2%、75歳以上の高齢者の割合も23.7%と見込まれ一人暮らしの高齢者や高齢者の夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者への支援を必要とする高齢者も増加している状況にある。このような状況を踏まえ高齢者が活力に溢れ地域の支え合いで安心、安全、健康に暮らせる町を基本理念とした高齢者福祉計画を作成したとあります。将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを目標とするとあります。補聴器補助も安心、安全、健康に暮らせる町につながる施策であると考えます。ぜひ前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問事項に進みます。質問事項の2番目、町水道、緑川水系河川また地下水の水質はどうなっているかについて質問を行います。地下水等の汚染が全国的にも県内においても話題となり関心が広がっております。特に人の健康に有害とされる有機フッ素化合物が基準値を超える数値で検出をされています。熊本市北区植木町では10箇所以上の井戸から有害性が指摘されているPFOSとPFOAが国の基準値を超える濃度で検出をされています。同じく熊本市の井芹川でも12箇所で基準値を超える有機フッ素化合物を確認されたと報道がありました。そうした状況の中で緑川及び支流の状況、町水道、簡易水道、災害用井戸をはじめ地下水などの水質調査は有機フッ素化合物も含めてどうなのでしょう。またマイクロプラスチックの状況の調査は行われているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） それではお答えします。まず水質検査についてですけれども提出しております資料に令和4年度の水質検査結果を記載しておりますが、この中で上水道事業や簡易水道事業、飲料水供給施設における水質に関しましては水道法が示します水質基準に適合しております。なお上水道事業の水質検査結果については詳しくは毎月ホームページに掲載しております。

次に有機フッ素化合物についてということですが、こちらにつきましては水質基準項目にありませんので検査は実施しておりません。ただし先ほど言われました通り熊本市において検出されたことを踏まえまして令和6年度に独自に検査を行いたいという風に考えております。なお災害用井戸につきましては災害時の洗濯ですとかトイレ、食器洗いとかそういった生活用水を目的に設置されているものでありまして飲料水としては適しておりません。このため水質検査は行っていない状況です。また緑川、それからその他の河川での水質検査についてですけれども本町で河川の水質検査は行っていません。緑川において国土交通省が緑川の水質検査、水質管理が行われておりまして検査結果は環境基準値を下回っています。マイクロプラスチックの状況はどうかということですが、これについてはマイクロプラスチックが含まれているか分かりませんが、国土交通

省の検査の方で浮遊物質量の調査も行われておりまして、この数値についても環境基準値内ということです。緑川の水質調査においては有機フッ素化合物の調査は行われておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 緑川については国交省が管轄して検査をするということですが私が平成27年、2015年6月定例議会の一般質問において緑川の水質について質問をした際には町では定期的に水質検査を実施していると緑川2箇所、大井手川2箇所、年2回行っていると当時の担当課長が答弁をされております。いつから町は緑川、大井手川の水質検査をしなくなったのかお答えいただきたいという風に思います。

それと今答弁がありました。資料も頂いておりますが検査をしている項目についてはずっと出されておりますが、その数値については町水道については今答弁された中でありましたようにホームページの中で詳しくそれぞれの項目についての数値も出されておりますが、今私が言いました緑川とか大井手川、そういったところはかつて数値についても答弁の中であったと思いますが、今わかるものであればお答えいただきたいと、そして有機フッ素化合物の数値についても令和6年度は数値について調査をするということでありましたが、これもやはり町民の健康を考えたならば是非早めに、そしてきちんと定期的に検査は必要ではないかという風に思います。近隣自治体では嘉島町が今年5月と8月にPFOSとPFOAの検査を行っております。12月5日熊日に熊本市長は有機フッ素化合物発がん性ランク引き上げで国は健康リスク提示をとという記事がありました。世界保健機構WHOが有機フッ素化合物の発がん性に対する評価を引き上げたので国も有機フッ素化合物の健康リスクを示してほしいと訴えたとありました。熊本市は昨年度からの調査で飲料井戸39箇所、河川12箇所ですべて基準値を超過しています。これだけ汚染が広がっているわけですから熊本市民の関心も高まっておりますが報道にもあっていますので甲佐町民の関心も高まっているという風に考えます。そうした状況の中で有機フッ素化合物やマイクロプラスチックの検査も進めていただくようにと考えますが、先ほどの緑川等の水質の数値についてもそうですが水質検査の状況と合わせてご答弁いただきたいとします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） まず大井手川の水質検査についてということですが、これにつきましては令和3年度まで水質検査を行ってまいりました。この時に検査結果としてはBODの数値、こちらの方が基準値内ということで例年変わらない状況だったということでこの調査につきましては下流域に本流になります緑川の方に流れ込んでおりますのでその水質検査も行われていることから水質検査については緑川の状況に変化があった場合に随時行っていくという考えで令和3年度を持って水質検査を行っていない状況です。それとフッ素化合物の検査につきましては今後先ほど言われましたように令和6年度から実施も考えておりまして、その他マイクロプラスチックにつきましても他の状況を見ながら実施を検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町のホームページに出されていますプラスチックゴミの問題について考えようというにもありますようにプラスチックは海洋プラスチックゴミ問題、気候変動問題関連も指摘され国際的に課題となっております。ここでも取り上げておりますが地球温暖化の問題では猛暑や記録的豪雨など町総合運動公園の豪雨による大きな被害など甲佐町も直接的にその影響を強く受けていると思います。プラゴミを出さないことを始め資源枯渇の問題や地球温暖化の問題、海洋汚染の問題など遠いところの現実ではなく、この小さな町においても直接的に関係があることなど行政の行動や啓蒙がもっとも必要であるという風に思います。町は第7次まち総合計画において地球温暖化対策として地球温暖化対策実行計画を広く住民に周知し計画を実行します、とありますが、これまで地球温暖化対策実行計画において何をされてきたのか、これから具体的に何をされようとしているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 議員ご指摘の通り海洋プラスチックとか地球温暖化等によりまして気候変動の問題につきましては甲佐町にも影響はしているという風に感じております。ですので何らかの対策が求められているところです。ただ生活する上でプラスチックゴミですとか温室効果ガスの排出量を0にするということはこれは難しい、できないかなと思っております。そういった意味で一人一人が問題意識を持っていただきましてプラスチックゴミや温室効果ガスの排出をできるだけ少なくするための行動が必要ではないかという風に考えております。これを促すために自治体が啓発活動を行っていくのが行政の役目であるという風なことも考えられます。現在町が行っている啓発活動といたしましては毎年緑川の日での清掃活動ですとかグリーンカーテンコンテスト、環境フェアそれから小学校、中学校に対しまして環境教育を行っておりまして啓発活動を行っております。今後は先日、全員協議会の中でもお話ししましたけれども、サントリーのBtoBの取り組みなど含めて町民の皆様がさらにこの環境問題に関心を持っていただけるような啓発活動を行っていくことが対策の一つだと考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。熊本県はホームページ上で県では生活用水の80%を地下水に依存するなど地下水が重要な水資源でありその量の確保とともに良質な地下水質の保全が重要であると述べています。またそのための地下水の水質の維持向上のためには力を入れるところであると考えます。甲佐町は硝酸性窒素削減対策自治体の一つに挙げられておりますが、この硝酸性窒素とは何なのか、なぜ対策が必要なのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 硝酸性窒素が何なのかということでお答えいたします。硝酸性窒素と言いますのは土壌や水それから植物の中にそういったものに存在する一般的な物質でありまして無味、無臭、無色透明というものがあつて気づくことはほとんどありません。微量であれば特に有害であるということではありません。ただし水にこれが溶

けやすい性質で生活排水や農業用肥料、家畜の排泄物などそういったところから河川や地下水に浸透して高濃度化するということがあります。この高濃度化した硝酸性窒素を水道水、こういったもので人の体に入っていくと酸素欠乏症などを発症する恐れがあると言われております。特に乳児に発症しやすいと言われておりまして、そういった意味で対策が必要であると言われてしているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この硝酸性窒素削減対策の計画というのは平成17年度から20年間で来年、令和6年度までとなっております。硝酸性窒素による地下水汚染を防止し住民の健康の保護と生活環境の保全を図ると計画の目的にはなっておりますが、この目標通りの改善がされる見通しなのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 熊本地域硝酸性窒素削減計画というものが言われたように平成17年度に策定されておりまして、この時の硝酸性窒素の基準値、数値ですけれどもどういった数値があったかと言いますと平成17年度において環境基準値を超過した井戸、全体の調査する井戸の18.5%が数値を超えていたという風に言われています。現段階、令和4年度時点ではこの超過している井戸が12.9%ということで現状としては5.6%の改善が見られているというところでありまして、目標としては全ての調査する使用井戸が基準値を下回るということで考えられておりますので、今後も改善に向けた取り組みが続けられていくものと思われまして、なお本町においては環境基準を超過している井戸というのは見られませんので良好な状況を維持しているという風に思います。この本町で超過していないという要因としましては家畜の排泄物の処理施設の整備が完了しているということと、合併処理浄化槽の普及、こういったものが生活排水の改善につながっているという風に考えます。引き続き良好な状態が維持されるよう県と連携しながら取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） TSMCは1日1万2,000立方メートルの地下水を採取し半導体の洗浄工程などに使う方針と、これは菊陽町の全世帯の3%に当たる約5万6,000世帯の消費量に匹敵すると言われております。益々熊本県における地下水の重要性が高まってくると考えられます。そうした中で地下水や河川の水質の重要性も高まってきます。行政として水の管理をこれまで以上に力を入れていく必要があるという風に思います。

質問を進めます。質問事項の3番目、子育て支援策で学校給食無償化を実施したらどうかであります。先日議員視察研修では学校給食無償化を実施している福井県高浜町を訪問しました。高浜町では学校給食無償化だけでなく奨学金返還補助金、中学生、高校生通学費助成、入学、卒業時祝い金、小中学校副教材費無償化などなど子育て環境日本一を目指す町に教育費負担0の町を目指しているとありました。議員とともに同行され研修をされた町長は高浜町を視察されどう感じられたのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 先日議員研修で議員の皆様方と研修に同行させていただきました。議員おっしゃられる通り高浜町におかれましては様々な子育て支援制度、充実したものがございます。ただその高浜町におきましては議員各位も研修で学ばれた通り高浜原発というのがございまして電源立地交付金で毎年22億程度町の方に来ているということでございます。そのような財源があるからこそできるそういった政策もございまして、ただ本町といたしましても若い世代の子育て支援にはしっかりと力を入れていきたいと思っておりますので確保できる財源等を洗い出しながらできる子育て支援というものをしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。11月19日投開票で行われました隣の嘉島町町長選挙では学校給食無償化を政策に掲げた候補が圧倒的に不利ではないかという大方の予想をひっくり返して当選をされました。町民は給食費関係が大きかった、給食費無償になった方がいいのではという声が報道がされております。県内でも学校給食無償化広がっております。様々な情報からではありますが私が調べたところでは小中学校無償化11自治体、一部助成が12自治体、45市町村の中で23の自治体が助成を行っております。半数を超える自治体が支援を実施しております。町から提供された資料は県の保健体育課からのものですが一部補助が28自治体で甲佐町もこれに含まれますが、ここには新型コロナ交付金価格高騰分助成金を含むとなっておりますので一部補助が継続されるのか価格高騰交付金のあり方次第では一時的に終わる自治体と補助が継続される自治体に分かれるものという風に考えます。近隣自治体では隣の美里町が今年度から一部助成を実施しております。小中学生半額補助、金額は約1,200万の予算ということであります。12月7日付け熊日記事には菊陽町給食無償化へという記事が載っておりました。町によると児童生徒数は4,500人、県内で給食費を無償化している12市町村と比べ最も多い人数です。副食費を含む無償化には年間約3億円の費用がかかると、吉本菊陽町長は多くの税収が見込める25年度から完全に無償化する。未来への投資となる重点政策だと述べているそうです。やはり県内自治体の動きを見ましても学校給食無償化は今の時代の大きな流れになっていると感じます。少子化対策の具体策の象徴的な施策だと思います。県内自治体の半数以上が学校給食無償化もしくは一部助成となっている今、その動きを見たままじっとしているのか、また少子化対策の一環として町も学校給食無償化を進める方向に舵を切るのかが町長の決断が迫られていると考えます。甲斐町長の就任挨拶の中でも町民の幸福感を高める町民に寄り添うと述べられ、チャレンジが必要で町長が先導役になり課題は少子高齢化で若い世代の移住定住施策に力を入れると述べられております。私は今、町長の決断が必要な時ではないかという風に考えます。町長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方から学校給食の無償化についての考え方ということでございます。まず現代の少子化時代にあつて子供は社会の宝ということで捉えて社会全体で子供を育てていくというような観点で考えますと学校給食費に対する公的負担はあ

りか無しかで言わせていただきますと私はありだという風に考えております。ただしこの学校給食費の無償化を実施する場合は単発的ではなくて今後継続的に実施していく必要があるという風に考えております。そのような中で本町の学校給食費、食材費に対する経費といたしましては現在約5,000万程度かかっているということでございますので今後はこの5,000万円という財源をそれも一時的ではなくて恒久的な財源を確保していく必要があるという風に考えております。そのような中で現在、国の方でも学校給食費の無償化について交付金化等も視野に入れながら現在国の方で検討を進めておられますので、まずは国の動向をしっかりと注視していきたいという風に考えております。合わせまして学校給食費の無償化に向けて先ほど申しましたように恒久的な財源の確保、先ほど佐野議員も言われましたけれども菊陽町におかれましてはTSMCの進出による税収の増を見込んでこのような学校給食費の無償化というものを実施されております。本町におきましても今後は恒久的な財源の確保についても併せて検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町長のお考えをお聞きしましたが町長も今答弁されましたように考えられるところはあられるかという風に思います。私としましては是非やはり給食費の無償化、前向きにお考えいただきたいという風に思います。財源の問題もあります。やはり財源を恒久的な、給食費の無償化については恒久的なものにはなりません。もちろんそうでありますがやはり全体の財源の中でこの給食費無償化もやはり町の若い世代また子供たちへの投資ではありませんけれども重点政策ということでお考えいただきたいという風に思います。この件に関しましての質問は終わります。

続いての質問に進めさせていただきます。募金についてはということであります。募金は年中いろんな項目であっておりますがここは1つ赤い羽根募金について質問をいたします。赤い羽根募金についてということで町民の皆さんへと題された町共同募金委員会、会長名は町長名になっておりますが全世帯向けお願いと題された文章が回覧として回されています。この中で1世帯当たり募金目標額1,000円とありますが募金は本来金額については任意なものと私は認識をしております。目標額1,000円とありますとその文章を受けた町民として受け取り方はその金額が募金として決められたものだというような理解をされる方が少なからずおられるという風に思います。そうであれば募金について任意のものであるということをお覧文書に記載されて頂きたいという風に思います。また誤解を招く1世帯あたり募金目標額1,000円は削除をお願いしたいと考えます。以上について町としてどうお考えなのか答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 赤い羽根共同募金についてのお尋ねですけれども甲佐町共同募金委員会というのが甲佐町社会福祉協議会内にありまして、甲佐町とは別組織になっております。町では募金として募っておりませんのでご質問をいただきましたけれどもお答えができません。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今答弁がありました但募金は町が行っていないということですが先ほども申し上げましたように町共同募金委員会、会長は町長名になっております。募金を町民に呼びかけているのは町共同募金委員会です。その募金委員会は町社協が行っている事業だという風に考えます。町は毎年社協に対して大きな補助金を出しております。令和4年度決算で見れば計上経費補助金として1,200万を支出しております。それだけ町との関わり合いも強くもつ団体であり事業です。私は何も言わない、言えないということはいかなるものかという風に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 甲佐町共同募金委員会のことについてですけれども議員おっしゃられる通り甲佐町社会福祉協議会内に甲佐町共同募金委員会というのも設置されてあります。両方、社会福祉協議会会長も私が務めておりまして甲佐町共同募金委員会委員長も私が務めているということでございます。先ほど担当課長の方から説明がありましたように町としてのここでの回答は当然そういった団体がされているのでできません。ただ私が委員長ということでございますので、今後このような意見があったということで委員会内で本日頂いた提案については検討をしたいという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 募金につきましては社会的に私は必要なものだという風に考えておりますが、やはりこの間、物価高騰ということで町民の皆さんの暮らしも厳しい状況があるという風に思います。そういう中で年に数回ある募金につきましてもやはりかなり厳しいという声をお聞きします。そういったところではやはりそういう回される文章につきましてもご注意をいただけたらという風に思いましたのでこの質問に取り上げました。

次の質問に進ませていただきます。最後の質問事項になります但上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業についてであります。質問の事項についてはこのエネルギー回収施設設置事業と何のことだかわからないという方が多いんじゃないかという風に思いますが正式名称というのが、今言いましたように上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業という風になっておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。簡単と言いますかどういふ風なものかということと言いますと上益城5町と業者、株式会社シムファイブスですね。シムファイブスというのは有価物回収事業の石坂グループと産廃処理業の大栄環境グループが共同で進めている5町の一般ごみと多くの産業廃棄物を処理する1日あたり440トンと言われておりますが、その施設及び事業のことで今行われているのは環境アセスメントで、その事業がそこにされていいのかということを経験面でチェックする意見を住民からいただくという風な行政からもそうではありますが頂いている環境アセスメントのことについて質問をしているところです。環境アセスメント、事前の評価と事業に対する評価の流れを見ますと環境アセスメントの第1段階である計画的段階環境配慮書はもう済んでおります。それに対する御船町からの意見書も済んでおります。次の第2段階である環境影響評価方法書も済んでおります。御船町ホームページに掲載されている民間事業者によるエネルギー回収施設等設置事業に関するこれまでの経緯、進捗

状況を見ますが方法書段階での意見書については記載されていません。手続きの状況では方法書手続き中となっていますが意見書については出されているものと考えますが、その意見書は第1段階では御船町から出されておりましたが甲佐町からそれについての意見というのはこの中で出されるものか、出していいものか、そういったところで質問をいたします。甲佐町の意見はこの環境アセスの中ではないのかどうかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 環境アセスメントの意見書の届け出、提出についてということでお答えします。環境アセスメントにつきましては熊本県の環境影響評価基準条例に基づきまして先ほど言われましたシムファイブス事業所において実施されておまして、県知事に意見を提出市町村と言いますのが郡内で御船町と益城町の2町というふうになっております。本町は対象外の市町村でありまして県からも意見照会等がございません。環境アセスメントにおける配慮書、方法書についての県知事の意見の提出はそういった意味から行っていない状況です。ただ今後も上益城5町の担当課と情報を共有して注視していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今答弁でご説明いただきましたが、環境に関する意見書は対象が御船町と益城町ということで御船町からは出されていますが益城町から出されていないと、これは必ず出さなければならないものなのか出さなくていいものなのか、任意なのか、その点についてはいかがですか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 意見につきましては先ほど申しましたように御船町と益城町が対象となりますけれども、その中で意見を出さなければならないという風なところはなくて任意という形で出されているという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私もこの御船町からの意見書の中身は御船町のホームページに載っておりますので中身を読ませていただきましたが、しっかり内容を検討されているんじゃないかなというようなものだったという風に記憶しております。そういった意味ではやはり環境面で関係があると言われる益城町も出す必要が、お考えを県に言って環境アセスの中で反映させる必要があるという風に思いますが、それはあくまでもやはり益城町だけの問題ですかね。この事業自体は御船町とか益城町がやるのではなく上益城5町がやるという風になっていると思うんですけれども、そういったところで甲佐町から益城町に意見を言うということはできないんですか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 益城町からの意見書提出について甲佐町の方から特段言える立場ではないと思いますので、それにつきましては控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 予定よりも早く終わりそうですけれども、私の一般質問につきましては5項目ということで時間内に終わらないかなと思いましたがけれども、スピードを上げて時間内に終わったというところです。これで私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。どうぞよろしくお願いいたします。まず第1点目に町民の暮らしと命を守る支援について。1点目、物価高騰対策としての重点支援交付金についてお尋ねをいたします。10月20日に開会されました第212回臨時国会では焦点となっております物価高騰対策などの裏付けとなる2023年度一般会計補正予算が11月29日参議院で可決し成立をしております。規模は13兆1,992億円となっております、その中で物価高騰から国民生活を守る項目では2.7兆円と2割程度になっています。また政府の総合経済対策において重点支援地方交付金が追加され1.6兆円が計上されております。その中身は1つは低所得者世帯へ1世帯当たり7万円の給付、1.1兆円を、2つ目は地域の実情に合わせて自治体が柔軟に活用できる推奨事業メニューで5,000億円が計上されております。前回は7,000億円でしたので7割程度の交付額でございます。国は当該生活者などに直接的に及ぶ事業を対象にすると生活者支援、事業者支援について推奨事業メニューを提示をしております。甲佐町での交付金の予定額がわかれば答弁をお願いをいたします。また事業メニューについて生活者支援および事業者支援についてのどのような支援策のお考えをお持ちかお聞きをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは重点支援地方交付金の予定額及び町民への支援についてお答えさせていただきます。重点支援地方交付金につきましては推奨事業メニュー、先ほど議員おっしゃいましたように、分でいたしまして約4,100万円が交付される予定となっております。支援地方交付金の活用につきまして推奨分につきましてはこれからの対

応で検討させていただきたいという風に考えているところです。また低所得者世帯支援分につきましては先ほど議員おっしゃいました通り住民税非課税世帯1世帯あたりに7万円を基礎として算定されまして甲佐町につきましては8,300万円が交付されることになっており、この低所得世帯支援枠につきましては今回の補正予算に計上させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 推奨メニューについてはまだこれから検討をするということですが、ご承知の通りコロナ禍や物価高騰を受けまして住民の暮らし、また事業者にとりましても大変厳しい状況にあります。これまで国はいくつもの国民生活や事業者への支援策を講じてまいりましたけれども、とりわけ物価高騰では子供のいる子育て世帯にとっては一層厳しいものになっております。民間の調査によりますと2022年では4人家族で平均9万6,368円、2023年度は12月の予想を含めまして7万9,000円以上に負担が増えるという風に公表されております。一方、実質賃金は2023年10月段階で19ヶ月連続でのマイナスになっております。年金も物価高騰で目減りが続く中、高齢者は特に医療や社会保障費の負担増が相次いでいます。また今後5年間で43兆円という軍事費ランキングを見ますと世界第3位になるという大変な予算拡大で増税負担が予定をされております。これまでコロナ禍や物価高騰対策では特に低所得者への給付が中心となっておりますけれども、このことは大変重要なことでもありますけれども物価高騰での影響が大きい子育て世帯への全般に対しての支援をぜひとも必要と考えております。今回の交付金も限られておりますけれども基金などを取り崩してでも町独自の子育て支援、子育て世帯全般にかかる支援をお願いをしたいという風に思います。また高齢者の福祉対策での支援も含めまして検討をお願いしたいという風に思っております。また事業者支援につきましても物価高騰支援として飼料や肥料、エネルギー高騰での支援を行ってまいりましたけれども農家支援については飼料、肥料、資材全般の高騰で依然として厳しい状況でございます。販売農家、法人に限らず農家全般に対しましても支援策を広げる検討をお願いしたいという風に思いますけれどもこの点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは生活者支援および事業者支援についてお答えさせていただきます。議員が先ほど言われました通り国から推奨メニューということで町に配分がっております。その推奨メニューにつきましては生活者支援がエネルギー食品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援を始め4項目が示されており、事業者支援につきましても中小企業等に対するエネルギー物価高騰対策支援を始め4項目が示されております。先ほど答弁いたしました通り4,100万の交付金が交付される予定ですので全ての町民、事業所が納得できる支援については難しいものとは考えているところですけれども、国が示されておられます推奨メニューを参考にしながら生活者及び事業者へ効果がある支援対策を検討させていただき予算化に向けて関係下で協議をしていきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そのような方向で是非とも検討を進めていただくようお願いをいたします。

次に予防接種について子供のインフルエンザワクチン、高齢者への帯状疱疹接種への助成についてお尋ねいたします。この2点につきましては以前、一般質問で取り上げさせていただきましたが生活が厳しい中ではこうした予防接種は控えたり、控えざるを得なかったりする家庭も増えているのではないかという風に考えます。インフルエンザに乳幼児が感染いたしますと重症化する確率が高いとされ、気管支炎や肺炎、中耳炎などを併発することがあり、まれにインフルエンザ脳症という死亡率の高い合併症を併発することもあると言われております。予防をすることが重要な疾病の一つとなっております。インフルエンザの予防接種は生後6ヶ月から12歳までが2回、13歳以上は1回でいいという風にされております。その効果ですけれども6割から7割で発症を抑えることができるという風にされております。しかしインフルエンザワクチンは1回で4,000円前後と13歳未満は2回ですから8,000円前後、3人なら2万4,000円前後と高額でございます。65歳以上の高齢者は助成制度がありますけれども子供さんたちにはありません。子供が感染すると親は仕事を最低でも5日は休まなければなりません。学校で広がれば学級閉鎖や学年閉鎖など学習や仕事などに様々な支障が出てまいります。子供の健康を守りまた子供たちを安心して産み育てられる環境づくりの一環としてもこのインフルエンザワクチン助成の実施を求めるものですが、答弁をお願いを申し上げます。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。本来インフルエンザ定期予防接種の対象者は先ほどおっしゃられました通り接種日に65歳以上になっておられる方、また満60歳以上64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害者一級相当の人が本来対象となっております。子供のインフルエンザ予防接種に対しましては、調べましたところ近隣では益城町、山都町、美里町において助成が行われております。本町に起きましても郡内、県内等の動向を見ながら調整していく予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） こうした施策はだいたい周りの近隣の状況を見ながらというのが一般的な答弁でありますけれども、このインフルエンザワクチンの助成については外堀も埋まってきているわけですね。増えてきております。そういった点では是非とも町もそこら付近は決断をすべきじゃないかなというふうに思います。ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思っております。

次に高齢者の帯状疱疹ワクチン接種助成についてもお伺いをいたします。帯状疱疹は50歳以上で増加し加齢に伴って増えていくようではございますけれども、日本人では80歳までに3人に1人が発症すると言われております。帯状疱疹が治まった後でも後遺症として2割程度が痛みが残り、日常生活に支障をきたす帯状疱疹神経痛に苦しめられるという高齢者に

とって大変厄介な病気でもございます。そういった点でも50歳以上の方については発症予防、重症化予防効果の高いとされる予防接種は大変重要なことではないかという風に考えます。既に今年に入って全国の自治体では急速に助成が広がっております。全国保険団体連合会の調査を見ますと2023年8月段階で全体からすればまだまだですけども、280市町村に広がっております。助成は生ワクチンに対して5,000円を1回、不活化ワクチンで1万円が2回というケースが多いようでございます。熊本県内では長洲と山江村が助成を始めております。今後この助成は広がっていくという風に考えますけれども高齢者の健康を守るためにもワクチン接種への助成を検討すべきだという風に思いますけれども、この点についての答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。熊本県へ確認しましたところ先ほど議員がおっしゃいました長洲町と山江村、それと水上村が現在補助を行っている状況となっております。厚生労働省では法定接種の対応とすべきか現在検討されているところでございますが、本町ではまだ带状疱疹ワクチンの導入につきましては国の動向を見守っている状況となっております。今後も国の動向を見ながら考えたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 甲佐町は国保の医療費が高いということが問題になったことがありますけれども、医療費の削減のためにも積極的に予防に対する予防対策と言いますか、そういった強化を図った方が医療費の削減につながるのではないかという風に思いますので、ぜひそこら付近も検討されて実現に向けての検討をお願いをしたいというふうに思います。

次にふるさと納税についてお尋ねをいたします。ふるさと納税については寄付が伸びておりますけれども、それについての理由、2番目収支について、3番目ルール of 厳格化について、4その活用について、この4点について質問させていただきますので、それぞれについて答弁をお願いいたします。

ふるさと納税は人口減少や過疎化、産業の衰退など地方が抱える課題に対して首都圏に集中する税収の格差是正によって地方創生を図る目的で創設され、2008年からスタートをした寄付金税制制度の1つでございます。この間この制度については返礼品の豪華さや産地の問題などふるさと納税の趣旨から外れる問題など多くの課題や問題が問われ、国も見直しや規制強化を進め現在に至っております。総務省の発表によりますと令和4年度までの全国のふるさと納税総額は1兆円に迫る9,651億円となっております。甲佐町も13億8,700万円と令和3年度の5億1,900万円から大きく伸びております。担当課をはじめ関係者の皆さんの大きな努力もあったと思っておりますけれども、具体的に伸びている理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それではふるさと納税の寄付額が伸びた理由についてお答え

をさせていただきます。議員おっしゃったように令和3年度から令和4年度まで伸びておりますけれども、令和2年度から4年度までの伸びでお答えをさせていただきたいと思っております。令和2年度は約9,400万円、令和4年度で13億8,700万程度、約14.7倍の伸びとなっております。その理由といたしましては寄付を受け付けるポータルサイトが令和2年度で4サイトを令和4年度では10サイトと6サイト増やしたことが理由の1つ。また委託業者と連携を図りながら返礼品の充実に努めたことも理由の一つと考えております。合わせて委託業者の企業努力もあったという風には自分としては感じるようになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今お答えいただきましたようにポータルサイトを増やしたり、また返礼品の充実が伸びに繋がっているということなんですけれども、そういった中で多額の寄付が寄せられておりますけれども令和4年度の収支についてどのようになっているかお聞きをいたします。そしてまた現在の基金などについても状況をお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは令和4年度のふるさと納税の収支についてお答えをさせていただきます。ふるさと納税の寄付の収入額、令和4年度につきましては11万8,800件の13億8,792万4,000円となっております。ふるさと納税にかかる支出については8億549万3,329円となっており、実質収支額につきましては5億8,170万671円となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） ふるさと甲佐応援基金の残高について申し上げます。令和4年度決算で申しますと8億4,700万7,840円となっております。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 5億円以上の剰余金が出ているということで現在の基金は8億4,700万円ということですが、そういった中で皆さんの努力でこの寄付金が増えていくわけですが、また今年10月につきましては経費率などのルールの厳格な見直しが行われているようですけれども、見直しのポイントとまた見直しによる甲佐町の影響はどのようなものがあるのか、そしてまた今後の対応など考えておられればお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それではふるさと納税の2023年の10月からのルール変更と改正についてまずお答えさせていただきたいと思っております。ふるさと納税のルール改正につきましては5割ルールの厳格化及び地場産品の基準の厳格化という風になっております。5割ルールの厳格化につきましてはふるさと納税の返礼品にかかる経費が寄付額の5割まで、返礼品は寄付額の3割までとなっておりますのでその部分になります。そういう形で先ほど答弁いたしました通り収支が8億分ありますが、それを5割化という形で改正になっているところになります。

次に地場産業の基準の厳格化につきましては従来は国外や都道府県外から調達した肉を地元で一定間熟成させてから地元産の熟成肉と扱うケースもありましたけれども、それが厳格化になっておりまして、それと精米についてが同じ都道府県3品を原料とする場合のみということで改正という風になっているところになります。あと町の厳格化に対する影響とルールについてでお答えをしたいと思います。ルールの厳格化の影響については先ほど答弁いたしました通りここ数年の寄付額の増加の実績によりまして11月は前年比を下回り12月も下回るとは思いますけれども、10月までの寄付金額が伸びておりますので寄付額については影響が出ていないというところがございます。ただどの自治体も5割のルールで苦慮されておられて特にワンストップ申請というのがありますけれども、その受付事務費用についてが他自治体に起きますとふるさと納税業務委託者とは別に業務委託をされているところが多いですので、そのため経営費がかさんでいるという自治体があるところですので。本町につきましては今業者に委託しております受付業務を合わせていただいておりますので、その分については他自治体に比べれば影響が少ないものという風には考えているところですので。あと5割ルールの対応ですけれども委託業者と連携をはかりながら返礼品の一部の値上げをさせていただいております。これについてはどの自治体も返礼品の値上げはされているところになります。あと送料がかからない、うちで言いますとNIPPONIA甲佐疏水の郷宿泊券また熊本南カントリークラブゴルフのプレー券といった体験型の返礼品の強化に努めていきたいという風にも考えておりますし、返礼品なしとしてキャンプ場等で賑わいを見せております津志田河川自然公園の維持管理で使用させていただきますふるさと納税の寄付額を設けることとしております。また地場産品の基準の厳格化につきましては熟成肉を返礼品としておりましたので取り扱わないことで対応させていただいております。今後も委託業者と協議をしながらルールの厳格化についてはしっかり対応していくとともに寄付額の増に努めていきたいというふうに思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。その中で今基金が8億4,700万と答弁されておりますけれども、ふるさと応援寄付金は一般会計の中に組み込まれていますので全体として歳入歳出の残高を寄附金の基金や地域力持続化基金に積み立てられているという風に思いますけれども、ふるさと納税は今や地方になくはならない財源の一つとなっております。その活用については甲佐町のホームページでも載せられております。ほとんどが既存の事業でありまして不法投棄対策事業や有害鳥獣対策、公園の管理事業、保育の実施費などどれも大事な事業ですけれども、これまでになかった予算でありますし、ふるさとへの活性化に役立ちたい、この町を応援して良かった等、もっと産業の活性化や子育て支援、住民の健康や暮らし向上に向けて活用のあり方も検討すべきだというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではふるさと応援寄付金の活用と今後の活用方法というこ

とでのご質問だと思います。まずはふるさと甲佐応援寄付金につきましてはふるさと甲佐応援基金を用いながら寄付額から返礼品ほか必要経費を差し引いた残額を次年度の予算に充当する形で活用させていただいております。充当につきましては寄付者が選んだ充当メニューに応じて活用することとなっております。結果につきましては先ほど議員がおっしゃられた通り町の公式ホームページにおいて公表しております。充当の状況につきましては令和4年度実績で申し上げますと、これは令和3年度分を活用させていただくというところで総額2億7,000万円を各関連事業に充当しております。中身につきましては大まかに説明しますと道路などの維持管理や鳥獣被害防止対策などふるさとの景観保全に4,060万円、町営バス運行や赤字路線バス補助及び防犯灯や消防施設など安全・安心なまちづくりに3,420万円、それと保育の実施費、児童手当、それと特別支援教育支援員、また新しくすることになりました学校教育のICT機器の整備などの子供育成に1億4,890万円、移住・定住や各種団体等補助事業などの指定なしの事業へ4,630万円を充当し活用しております。寄附金につきましては様々な事業に充当しておりますけれども、これまで既存事業の他に新たに取組まなければならない事業にも充てておりまして一時的なものであっても貴重な財源として大事に使わせていただきたいと考えております。資金の流れという面で説明いたしますとこの寄付金の充当によりまして税収等の他の財源収入による資金が結果的に剰余金となるようなことから財政調整基金をはじめ各種目的を持った基金に積み立てまして今後の新たな事業展開や予測しない負担が生じた場合を想定しまして持続的に健全な予算執行ができるようにそれぞれの基金を活用していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 新たな事業という風に言われましたけれども今の段階では新たな事業というのが見えていないわけなんですけれども、要するに一般会計の中に組み込まれていますので既存の事業がほとんどなわけですね。そういった中で新たにこのふるさと納税寄附金が入るものですから大きな剰余金が発生をして、それがそれぞれの基金に積み立てられているわけなんですけれども、そういった点でもっとその基金を先ほど言いましたように新たな事業、これがまた問題なんですけれども私は先ほど言いましたようにもっと産業の活性化だったり目に見える子育て支援、住民の健康や暮らし向上、こういったのに使って欲しいというのが私の求めるものです。佐野議員もおっしゃいましたけれども、先だって研修に行きました高浜町だったと思うんですけれども、非常に心に残った言葉がありました。子供のいる家庭の安定が子供の成長にとって非常に大事だと、ですからそのために世帯への支援を充実させていきたいという発言があったんですね。本当だなという風に私も思ったんです。そういった点でもっともっとうちふるさと納税について活用をもっともって考えていただきたい、目に見える本当に甲佐町に寄附金をして子育てがこんなに充実されたとかそういった形が現れるような、そうすればもっともって寄付金というのも集まるのではないかという風に思いますので、そういった点での活用をぜひとも求めたいという風に思います。

次に生理用品の配備についてお尋ねをいたします。2023年6月議会において生理用品の学校や公共施設への配備を求めたのに対し、答弁では他町の取り組みを検証しながら協議したいということでしたけれども、その検証結果はどうだったのかお聞きをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 今、井芹議員がおっしゃられた通り、6月からの検証ということですが、他町の結果をまずご説明したいと思います。郡内、近隣町の生理用品のトイレ配備状況ということでまず益城町は令和3年度から取り組みをされておりますけれども3年度も4年度もなかなか使用が少なかったと、原因はわからないということでございますけれども、5年度におきましても10月時点で使用料は今まで同様あまり多くないということで、まだ令和3年度の購入分の在庫で対応しているというようなことございました。それから御船町については保健室に今までは配備していたけれども令和4年の2学期から小中学校トイレに配備しているということで教育委員会で一括購入して配布されているということがございますけれども、これもそれぞれの学校によって差はあるけれども現在は中学校は必要な分だけ補助している。小学校は対象児童数がそれぞれ異なっているというような関係で小学校の学校間でシェアして調整して対応しているというようなことございました。それから嘉島町は保健室に配備しているが各学校のトイレには配備していない、現在も同様ということ。山都町につきましては4年度末から現在まで試験的にトイレの配備をして様子を見ているということございましたけれども、その内容は小中学校それぞれ学校によって差が相当あるようございます。山都町は小学校が6校とありますけれども対象児童がわからないけれども平均すると若干の使用があるというようなことございました。中学校は3校でございますけれども、対象女子児童が一番多い学校200名ぐらいいらっしゃるということですが、そこで月に60個程度の使用があるが何名ぐらいが使用しているかというのは実人数は把握できないということです。それと美里につきましては同じく保健室のみの配備で現在も同じように保健室のみの配備というようなことございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 他町の様子を聞かせていただきました。配備は広がっているようですが、利用者が少ない多いという問題じゃこれはないと思うんですね。この配備をしたから我々全部が使えるという問題ではないんですね、この問題はですね。本当に必要な人が本当に必要になった時に使うというのも一つの支援の目的なんですね。そういった点でやはり少ないからというような後ろ向きな答弁、そういう風に聞こえましたけれども、そういった点はちょっと違うかなというふうに思ったので指摘をさせていただきたいという風に思います。それと保護者の方からアンケートが来たよ、タブレットからという風に言われたんですけれども、この点についてはどうだったのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 前からの検証ということでアンケートを実施しておりま

す。今本町では各小中学校の保健室のみに生理用品については常備配備しているということで現状も同じく恒久的に保健室のトイレのみにしているということでございますけれども、先ほど郡内の状況、近隣町の状況はご説明しておりますが、そういったことから甲佐町内の小中学校においても女子生徒にタブレットでアンケートを実施して要望などの把握に努めているところでございます。なぜタブレットかということと便利でもありますけれども、面と向かって言えないようなところもタブレットだったら匿名で言えるというようなことでより意見が反映されるのではないかとということでしておりますが結果からは現状の保健室の配備状況で特に困っている様子はないという風にお聞きしております。ただ児童や保護者からトイレの配備の要望も上がっておりませんが自分の家庭で生理用品を準備するのが難しいと言った旨の回答が数名ございました。中学校におきましても小学校とほぼ同じような回答でございました。今後もアンケート調査は継続して実施してその内容に基づきまして養護部会などで検証、協議を行いましてその内容についても教職員や町内の小中学校の関係者の中でも情報共有していきたいという風に考えているところです。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） タブレットを使ってということなんですけれども、そうすることによって子供さんたちの一人一人の意見が聞けるということでしたけれども、果たしてそうなのかなというふうに思うんですね。やはり1対1でもし相手の先生が男性だったら自分の家は生理用品を買うのが非常に困難ですとかいう表現はするかなという風に思うんですね。そういった点では子供の気持ちが本当にこの組みとれるアンケートの設定だったかなという風に今お聞きしてふと私思いました。そういった点でやはり子供たちにとって思春期の真っ盛りのデリケートな問題でもあります。そういった点で家庭で生理が始まって困ったことはなかったかという設問は、答えは予想されるのではないのでしょうか。学校での配備を問うものですから、学校での配備や困りごとにも入れるべきではなかったかなという風に思います。そういった点ではこの設問についてもっと丁寧に子供たちの実態や気持ちが伝わるようなPTA等も協議を重ねていただきまして、ペーパーでの質問が良かったのではないかなという風に思いますけれども、その後のやはり要望活動もこれからまとめられていくと思いますのでその点もよく検討されてよろしくお願いをしたいという風に思います。町の施策に反映をさせるわけですからみんなの意見、子供たちの意見がやはり気持ちがニーズにあったようなやはり施策になるようにすべきだという風に思いますのでその点お願いします。そういった点で滋賀県のある婦人団体が小中学校を対象にアンケートを取ったそうでございますけれども、8割が学校のトイレに生理用品があった方がいいと答えているそうです。その理由に保健室でもらわなくていいから、学校で周囲の視線が気になって鞆から出しにくい、トイレにあったら助かるなどの回答があります。また学校で生理用品がなくて困ったことがあったという回答は37%もあったそうでございます。厚労省が実施したアンケートでも生理用品の購入に困ったことがあるという回答では10代では12.7%が答えており一程度の生理用品の購入に困窮する子供や家庭は顕在化し

ているという風に考えることができるという風に思います。全く甲佐町にはそのような家庭や子供たちは存在しないのでしょうか。それはありえないという風に思うんですね。そういった点でも先ほど申しましたようにしっかりと子供さんたちの気持ちやニーズ、保護者や世帯のニーズにあった施策を求めたいという風に思います。熊本市ですけれども昨年より安心して学校生活を送ってもらいたい、この気持ちがやはり私は本当に大事だというふうに思うんですね。私立の学校のトイレに配備をしています。熊本県内の県立高校でも配備されていますし昨年9月には阿蘇市の中学校に配備をするとして6万円の補正予算を組んだと報道されております。予算としても大変大きな規模になるわけではありません。先ほど言いましたように全員に使えるというわけでもないんですね。やはり本当に困った子供たちが、必要としている子供たちが使えるようにするものです。今や小学校でも早く生理が始まる子どもたちもいます。まだ生理への対応も未熟な子どもたちにとって小学校に配備されているというのは精神的な安定にもつながります。子供たちの気持ちを大事にする町政へ再度検討していただきたいというふうに思いますけれども、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 田上教育長。

○教育長（田上浩輝君） お答えします。先ほどからありましたけれども保健室のみに生理用品を配備しており必要な児童生徒には不足なく提供しているということは今学校教育課長が申し上げたところでございます。その中で生理の貧困ということでお話になっております。よく私どもも耳にいたします。この問題については家庭的な経済的な問題だけではないように思います。これが先ほど井芹議員もおっしゃられましたけれども多感な思春期の子供たちにとってこの性に関する、また生理に関する不安や悩みが多くあるという風に思います。相談できずに一人一人悩んでいる子供も多いと思います。そういうことを踏まえながら保健室に生理用品を提供する際に養護教諭がしっかり子供の心に寄り添い子供たちの良き理解者となっているいろいろな相談をしたり、今後もそういうような養護教諭等に児童生徒に対応しているように教育委員会とも指導していきたいというふうに思います。また先ほど色々他町の状況、またタブレットによるアンケート回収等で精査してきたわけなんですけれども、今後もそのアンケート調査等、または養護教諭部会での協議を進めてまいります。そういうところで場合によっては試験的にトイレへの配備をしていくかもしれません。アンケート結果そういう状況把握をしっかり検証した上で速やかに適切に今後も対応していきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そうですね。保健室は保健室、それとまた配備するという問題は2本柱で行くべき問題なので保健室であるからいいという問題ではないので、その点は以前は保健室にあるから一人一人の意見が困った子供たちの意見が聞けるから、そういったことは必要なんだという風に言われておりましたけれども、それも必要なんですけれどもまたそれだけには収まらない問題もありますので課題もありますので2本柱で行くことが大事だという風に思いますので、速やかに検討を進めたいということですので、よろし

くお願いをいたします。

次に介護保険制度についてお尋ねをいたします。介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的に2000年4月にスタートをいたしました。3年を一期として見直しが行われ来年度からは第9期の介護保険事業の策定に向け見直しが進められております。第9期において厚労省は介護保険制度の次期改定案として給付と負担の見直しに関する論点でしている内容ですけれども、1番目に一定以上の所得、現役並み所得の保険料負担拡大、また利用料の2割負担の拡大、要介護1、2の生活支援を総合事業に移行する施設多床室の室料負担などを挙げておりますけれども、次期介護保険事業の策定について現在の国の動向がどのようになっているのか、そしてまた町も事業策定をしなければなりませんけれども町の現在の検討段階についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。町の第9期介護保険事業計画は令和6年度から令和9年度までの3年間の事業計画で国や県の方針に沿って現在策定中でありまして、現状お答えしますと第9期の改正内容等詳細な事項につきましては国が年末までに方針、結論を出すとの情報がありますので町の計画内容もまだ十分に精査できていないのが現状です。国が示しております介護保険制度の見直しに関しまして現在議論されている主なものを説明しますと先ほども井芹議員がおっしゃいました内容と重複しますけれども、介護保険サービスの利用料2割負担の一定所得以上の判断基準の見直しについて、老健施設などの相部屋、多床室の室料負担の導入及び65歳以上の1号保険料の負担の見直しにつきましては遅くとも年明け早々には国から通知が来るのではないかと考えております。1号保険料については所得に応じて設定されている標準段階を現在の9段階から13段階に拡充と言いますか変更する案も示されており、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き上げも検討されております。また要介護1、2の方の訪問介護利用などを保険給付から町の総合事業へ移行される案につきましては第10期介護保険事業計画の開始までの間に検討し結論を出すとの情報もあります。その他現役並所得の方の介護保険サービス利用料3割負担については医療保険制度との整合性と介護サービスは長期間利用されること等の利用者の影響などを踏まえつつ国では引き続き検討され、見直し時期などにつきましてはまだ明確にされておられません。第9期介護保険事業計画につきましては国の結論が出てから給付額、保険料等を詳細に見込んでいく予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） すみません、今答弁しました内容に1部誤りがありましたので訂正させていただきます。第9期介護保険事業計画は令和6年度から令和9年度までということで私の方が答弁しましたけれども、令和6年度から令和8年度までの3年間の事業計画になります。訂正させていただきます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この問題についてはやはり高齢者それから現場からも大きな反対、反発の声が大きくて、なかなかこの審議がまとまらない状況にあるという風に聞いております。国は異次元の少子化対策としても2028年度までに社会保障費の1.1兆円の歳出抑制を予定をしているという風に報道をされております。そういった中身は後期高齢者の保険料負担の見直し、1号保険料の高所得者の介護保険料の引き上げ、介護保険料の2割負担の対象拡大など、そしてまた2028年度まで実施を検討しているのが医療介護の3割負担の拡大などなど、本当に高齢者の負担増はどこまで行くのかというような思いですけれども、これでは介護保険制度の当初の介護の社会化との理念とは裏腹に家族介護に逆戻りし家族にも大きな負担や不安を与えようとしております。町においても高齢者の命や暮らしを守るためにも公費負担を増やすよう国にも声を上げていく必要があるという風に思います。そこで1号保険料の見直し、介護保険利用料の2割3割の負担拡大はまだまだ決まったわけではないと言われましたけれども、ほぼこの案で決まるのではないかと予想されておりますけれども、そういった場合どのような影響が高齢者にとって出るのか、その点について介護保険の方についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 第9期の介護保険事業計画で介護保険料及び利用料2割負担の変更と見直しが予定されておりますけれども、その見直しがされた場合の影響について現段階でお答えできる範囲でということでお答えさせていただきます。1号保険料の標準段階が現在は9段階となっております、そのうち5段階目を基準額としておりますけれども、仮に13段階になるとしたらどの程度影響があるかということでお答えしますと、1号保険料の見直し例として示されているのが先ほど言いました13段階ということですが、イメージとしましては合計所得が320万円以上の9段階を細分化して高所得者になるほど保険料が高くなるような段階を今検討されております。その例に合わせまして今年度令和5年度に付加しました被保険者の所得段階で推測すると10段階から13段階になると思われる方が48名いらっしゃいます。また保険料の段階数と基準段階に対する調律、これはかける割合ですけれども、また低所得者の保険料軽減に充当される公費と保険料の多段階の役割分担についても現在審議されておりました影響額等につきましては具体的には現段階ではお答えできません。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保険料の基準の見直しについて今答弁をお聞きしますと低所得者層は率を下げ、高所得者320万円以上については段階をまた更に細分化するということですが、その段階ごとに所得が上がっていくんだというふうに思うんですけれど

も、公費を支出しなくてその高所得者から集めた保険料を低所得者に負担を抑えるために使うというか、そういった仕組みなのかなという風に思って聞きました。そういった中で一番の私たちのあれは、来年度の9期の介護保険料がどのようになるのかなという風なことなんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 来年度の介護保険料についてですけれども介護保険料の負担軽減等も含めましてお答えさせていただきたいと思えます。今年度を含む第8期の甲佐町の介護保険料基準額は年間7万3,200円、1月当たりで計算しますと6,100円となっております。第9期の保険料についてですけれども、まずは令和6年度に報酬改定が予定されておまして介護職の処遇改善や物価高騰等を踏まえ報酬単価が高くなることを見込まれております。また全国的に団塊の世代の方が全て75歳以上となる2025年を迎えるため、甲佐町においても今後ますます介護を必要とする方が多くなると見込まれ、介護サービス利用者数も増えていくものと推測されます。そのようなことから第8期の保険料よりも第9期の保険料はいくらか高くなると見込まれます。また現在の基金高は約1億2,000万円ですけれども今年度を含む第8期の期間中では毎年度2,000万円ずつ、合計6,000万円を取り崩す計画で第8期の介護保険料の上昇をいくらか抑制しております。第9期の介護保険料についても上昇をできるだけ抑えたいとは考えておりますけれども、今のところ国の方針が固まらないので3年間の給付額の総額等が見込めない状況です。また基金全てを取り崩して保険料上昇に充てることは難しく、見込んだ給付額以上に給付額が上がった場合、財源不足で基金取り崩しも考えられますので、今ある基金を不足のために残しておく必要もあります。以上のことから保険料の上昇に対して基金活用も検討したいとは思いますが、どの程度活用できるかは今のところ具体的にはお答えできません。また9期の保険料についても具体的な金額というのは今のところお答えできない状況です。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 時間も迫っておりますけれども保険料については第8期については引き下げが行われました。第9期におきましても物価高騰など高齢者の暮らしも厳しい状況の中で医療介護の負担増が非常に重くのしかかって後期高齢者の医療費の窓口負担も昨年上がりました。25年問題ということで25年には団塊の世代が75歳を迎えるということで給付額も増えるという風に言われますけれども、これほど負担増と抑制という国の方針が徹底されるならば本当にこの必要とする人たちが介護を受けられるかどうかというのはこれはなかなか難しいという風に思うんですね。そういった点でもその中の介護保険料というのは本当に極力そういった点では検討していただいて負担増にならないようお願いをしたいという風に思っております。最後に介護保険事業に対して高齢者の生活の実態に即した安心して生活できる事業計画を求めたいという風に思っておりますけれども、最後のこの点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 第9期の介護保険事業計画策定にあたりまして現在町でも

国や県の方針に沿った計画を策定、検討中でありますけれども、策定にあたりましては住民の方から65歳以上で要介護認定を受けてない方を対象に今年の1月から2月に人数調査を行っております。また要支援、要介護認定を受けている方を対象に実態調査を、その他事業所にも調査を行っております。その調査結果や策定委員会の意見等を反映させながら介護保険事業計画を策定し高齢者の方ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるような事業を推進していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ありがとうございます。介護保険法の理念に則って本当に高齢者の皆さんが甲佐町で安心安全で安心して生活できますように介護保険事業についてもその充実を求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、森田精子議員の質問を許します。

4番、森田精子議員。

○4番（森田精子君） 4番森田でございます。それでは一般質問通告書に従いまして質問をいたします。まず質問事項1番目としまして移住・定住対策についてでございますが、9月議会で甲斐議員も質問をされ重複する点もあるかもしれませんけれども、よろしく願いいたします。さて令和2年の甲佐町の総人口は令和3年11月30日に公表した国勢調査結果によりますと1万132人で5年前に比べると585人、5.5%の減少で人口減少に対する危機感が高まるばかりであるということをご承知の通りであると思います。また国立社会保障人口問題研究所が推定されている令和42年には生産年齢人口比率は46.7%、年少人口比率は14.8%、高齢人口比率は38.5%とさらなる少子化高齢化が予測され将来に与える日常生活や産業・経済等への影響が想定され喫緊の課題でもあると認識しております。このような状況下の中、移住・定住促進に伴う現状と課題をどう捉えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは移住・定住促進に伴う現状と課題についてお答えいたします。現状といたしまして転入・転出状況で説明をさせていただきます。転入状況は平成30年度から令和4年度までの5年間で約1,200人が転入されており、そのうち熊本県内が8割を超えて次いで福岡県、東京都、宮崎県の都市部や九州内となっております。また熊本県の内訳を見ますと6割近くが熊本市から転入をされており、残りは御船町等の近隣市町村からの転入となっております。なお熊本市内からの転入者で18歳から29歳代が

113人と最も多くなっております。

続きまして転出状況でございますけれども、同じく平成30年度から令和4年度までの5年間で1,300人が転出をされており、そのうち熊本県内が8割を超えて次いで福岡県、東京都、大阪府等の都市部となっております。また熊本県の内訳を見ますと6割近くが熊本市内に転出をされており、残りは御船町等の近隣市町村に転出されておられます。なお熊本市内の転出者ですが18歳から29歳代が182人と最も多くなっております。転入転出の状況から見ても転入先や転出先についてはほぼ変わらない都道府県や市町村となっていることが分かります。以上の現状から熊本県甲佐町の位置的に熊本市内の通勤通学は可能と想定されるにもかかわらず毎年18歳から20代半ばの層の多くの人が転出をされております。また20代後半から30代、合わせて子供さん17歳未満の子育て世代の転出も多く、子育て層の転出も目立っていると考えており、加えて県内、主に熊本市での転出入が大半を占めており、県外からの人の移動が極端に少ないということが課題だと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま課長の方から現状と課題について説明をいただきましたが町長も4ヶ月目を迎えられる誠実、チャレンジ、甲佐愛の信条のもと34項目のマニフェストを掲げ町民の幸せ感を高めるため何事にも勇気を持って先導役として引っ張っていくことを宣言されておられます。そこで9月議会の答弁の中で令和3年3月にまち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン改訂版の令和42年目の目標人口約8,300人、目標設定を達成するために具体的な施策を取りまとめた総合戦略に基づき各種事業を確実に展開していきたいと考えていると答弁されておられます。町長が確実に展開していきたいと思われる施策の中で新たな定住施策の実現を目指すための調査、研究をいつまでにどう進めていくのか、まだ厳しいかもしれませんが町長の強い思いをお聞かせいただければと思います。またその実現を目指すためには専門的な知識や技術も必要になると思われますが企業誘致を含め移住・定住事業等の組織拡大は考えておられないのか、合わせてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） お答えいたします。2点目ほどご質問があったと思いますが、まず1点目からお答えしたいと思います。新たな定住施策の実現と目指すための調査研究をいつまでにどう進めていくのかという質問でございますけれども、まず定住促進を図っていくためには様々な定住施策を組み合わせながら展開していくことが必要という風に考えております。まずは住まいの確保といった点にいたしましては宅地開発の推進や集合住宅の建設促進、空き家の利活用などが考えられると思います。特に宅地開発の推進や集合住宅の建設促進につきましては民間による開発を誘導していく必要があるという風に考えております。本町では民間事業者に対しまして宅地開発を誘導するための甲佐町開発行為等支援要綱というものがございますが、この要綱につきましては前回の甲斐良二議員の質問で答弁もさせていただきましたが、この要綱につきましては平成9年度に制定され

ており、その後補助金額等の見直しがなされていない状況でございます。その間、社会情勢は大きく変化しており、また近年の物価高騰等によりましてこの要綱の内容が現代の時代に適しているのかどうかというのは改めて再評価をして見直しを行っていく必要があるという風に考えております。その改正時期といたしましては現在のところ令和6年度中を予定いたしております。

次に定住施策を推進していく上で合わせて必要なのがやはりソフト面だと思います。そういった中で子育て支援の充実、拡充をまずははかって参りたいという風に考えております。新たな子育て支援策につきましては私も9月に就任いたしまして私それから課長、係長さんのみならず若手職員も含めて全職員でまちづくりを考えていきたいと思います。ということで若手職員からいろんなアイディア、提案をいただきました。その中で今後はその若手職員等からいただきましたアイディア、提案を具体的に事業化に向けて検討していくためにプロジェクトチームを立ち上げてそのプロジェクトチームで事業構築に向けて検討をしていただくようにしているところでございます。そのプロジェクト会議につきましては今月末12月22日が第1回目だったと思いますけれども、12月22日の第1回プロジェクト会議を皮切りに色々とプロジェクトチームで検討を行っていただき、新たな子育て支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

また次に企業誘致や移住・定住事業の推進のために専門的な知識が必要じゃないかというご質問につきましては企業誘致を含め移住・定住事業等の体制拡大は重要なことという風に考えております。今後様々な事業にチャレンジしていくにあたっては専門的知識が必要となることから民間企業からの人材派遣制度を活用した事業推進体制の整備につきましても現在検討を進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 森田です。今、先々楽しみな町長の思いを伺いましたけれども移住・定住の効果を向上させるためには移住・定住しやすい環境づくりももちろん必要です。また転出者との関係を維持、強化する施策も必要ではないのかと思います。現在町では本町の過疎化及び少子化高齢化の解消を図るとともに若者や子育て世代の定住を促進することをもって一定の条件に該当する方を対象に定住促進助成金が支給される制度があります。ご承知のことではありますけれども甲佐町空き店舗改修補助金制度、甲佐町空き家バンク制度、甲佐町空き家利活用促進補助金、甲佐町定住促進事業、甲佐町移住支援金事業などがあり、これまでに制度を利用され移住・定住を使用した件数は資料によりますと234世帯1,169人とそれぞれに成果も出ていることは評価できるものであります。先ほど町長からもお話がありましたけれども9月議会の答弁で平成9年策定の甲佐町開発行為等支援要綱が今の時代に適しているかどうか改めて再評価し、民間事業者による集合住宅の建築を促すための支援策も考えていると答弁をされている中に、また今回詳しく考え方を教えていただきました。また熊本都市圏への賃貸住宅への転居者を減らし転入者を増やすことは可能であると9月の議会でも答弁されております。最近では核家族化が進んでいるような状況もあり転居者の中には他の町や市で高額な土地を求め家を建築され、また購入され

ている現状も多いものです。現在、本町の定住促進助成金事業では定住促進指定団地の土地を購入し新築した場合は100万円、定住促進指定団地以外の土地を購入し新築した多世代世帯の場合が50万円、核家族世帯が30万円となっております。なぜ甲佐町に居住するのに差が生じているのでしょうか。町長の政治信条であります誠実・チャレンジ・甲佐愛の言葉の意味合いからもこの枠組みを外すチャレンジ・勇気を持っていただき、指定団地以外の甲佐町のどこの土地を購入し、また新築しても助成金の一律化に向けた定住促進事業助成金拡充の考えはあるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは定住促進事業助成金の拡充についてお答えさせていただきます。先ほど議員おっしゃいました通り平成30年度から令和4年度まで5年間で53世帯202人が定住をされており、うち29世帯104人が移住をされており。詳細な内容につきましては配布しております資料でご確認いただければと思っております。定住促進事業助成金の拡充についてですけれども議員がおっしゃる通り移住される際に差が生じてはおりますが、定住促進指定団地につきましては開発者へ助成し都市計画法に準じた秩序ある開発を行い早期の住宅建築に着手し定住を促進するとともに甲佐町の美しい自然環境等の維持及び向上を図るために甲佐町定住促進要綱で助成金に差をつけさせていただいておりますので助成金の一律化については厳しいものだと思っております。ただ甲佐町定住促進要綱を平成30年2月に改正を行って5年が過ぎようとしていますし町長が求められています若者の定住促進に向けて担当課としましては金額名も含めた要件等の見直しが必要ではないかと協議をしているところでございます。また先ほど町長から答弁がありましたように甲佐町開発行為等指導要綱及び甲佐町開発行為支援要綱の見直しも合わせたところで全体的に定住促進に向けた支援については協議していきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 今課長の方から一律化については厳しいものだけでも町長が求めている若者定住促進に向けて金額面を含め要件等の見直しが必要ではないかと協議をしているということですが、現在どこの市町村も少子高齢化による移住・定住問題は課題とされているところも多いと思っておりますけれども、あるところでは移住・定住をされた方に100万円ではなくて300万を支給されている町もおられます。是非とも甲佐町を選んで住んでもらえるような開発行為等指導要綱等の改善、見直しが早急に取り組まれることを願います。次は質問に入ります。

次に質問事項の2番目、防災士活動についてお尋ねをいたします。まず防災士とは自助・共助・協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な知識と一定の知識を習得し、日本防災士機構が認証した人を言います。町では令和4年9月には防災意識を深めるための出前講座、10月には防災リーダーを育成するために防災士育成講座、甲佐防災塾等が開催されてまた、県が実施する地域防災リーダー要請研修の火の国防災塾受講料の助成など積極的に取り組まれ、その他の資格取得者と合わせ

現在68名、3事業所の方々が防災士の資格を保有されていることは評価できるものであると思います。また町長のマニフェストにも自主防災組織及び防災士との連携強化による地域防災力の向上と明記されております。そういう中で甲佐防災塾を開催され、どのような効果があるのか、また今後も含めどう活用していきたいのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それでは質問について回答していきたいと思えます。甲佐防災塾につきましては甲佐町で災害が発生した場合、各自主防災組織で自助・共助の取り組み及び平素における防災意識の向上等がはかれるよう組織内に最低でも1人の防災リーダーとなる防災士が配置できればとの目的で開催しております。議員言われたように講習は令和4年10月に実施しており町内から職員2名を含む39名の方が受講され32名の方が合格されております。各自主防災組織への配置はできませんでしたが39名の方が受講されたことは可否に関係なく開催した効果はあったと考えております。配布資料を見ていただければ分かりますけれども現在町内に男性49名、女性19名の合計68名の防災士の方が29の自主防災組織に在籍されておられますが、今後も講習を開催して全ての組織に防災士を配置していきたいと考えております。また本年5月、町内のベテラン防災士さんが中心になり甲佐町防災士鮎の会という名称で防災士の会を立ち上げられ講習で資格を取られた方も参加されて現在43名の方が会員となって活動をされておられます。活動状況についても配布資料の通りになります。そのようなことから十分な効果はあったものと思っております。

次に資格を取得された防災士さんの活動につきましてですが防災士の活動は議員が言われた通り自助・共助・協働を基本に行われているものです。防災士の活動にあっては自主的な活動ですので平素であれば住民や児童・生徒に対する防災、減災にかかる意識付けや防災訓練における指導等地域防災力の向上に寄与していただき、発生時においては住民の避難誘導、行方不明者の捜索のほか避難所生活が長引いた時の避難所の運営について自主的に活動していただけたらと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　森田議員。

○4番（森田精子君）　現在、町に災害等が発生した時、防災士としての知識や技能が少しでも役に立ってもらおうと強いボランティア精神を発揮され、それに賛同し集まった40名3事業所の方々がボランティアの防災士鮎の会として今年の5月に組織化されて活動をされておられます。事業の内容として地域の自主防災の支援に関する事業、町・地域の行う防災訓練などの支援に関する事業、講演会及び研修会等の開催地地域の防災活動を推進され災害による災害の軽減の目標に向かって邁進されておられます。こういった活動をされている防災士の防災力を高める位置付けや町との役割をどう捉えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それでは回答いたします。防災士の防災力を高める活動の位置づけということですのでけれども先ほど話しましたように平素における場合、そ

れからまた発災時における場合においては自助・共助の観点から防災士として自主的に活動をしていただきたいと思います。そのため町としましてはスキル向上の目的で各種研修会の案内や県担当者と連携し防災士が活動できる機会や場所、例えば防災訓練に関するアドバイザー、訓練指導、その他、他自治体が被災した場合のボランティア活動等の提供を考えております。また発足した鮎の会につきましては職員1名を窓口にして会議への参加や相談、資料の作成等を行わせているところであり、町としましてはその活動に関して側面からフォローしていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 側面からのフォローはしていくということではありますけれども町長のマニフェストの項目の中には組織及び防災士の連携強化による地域防災力の向上があります。先月19日に町内各地で総合防災訓練があり各地区での訓練の様子が12月号の広報こうさに掲載されておりました。どこの地区も熊本地震を教訓とした上での訓練であったかと思えます。またくらし安全推進室長のコメントには地域コミュニティでの防災力には防災士の力が必要です。町では防災士の育成や自主防災組織の活動支援を行っています。と明記されており、ここでも防災士の必要性が認識できます。現在、甲佐町防災士鮎の会も目的に応じ活動をされておられますが、今現在会費のみで運営をされておられます。事業を全て行うためにはどうしても費用も伴うことですが今後防災士を取得され同じ志を持つ方々が鮎の会に入会されていくこともあるかと思えます。町として防災士の活動に対する支援策はできないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） それでは質問にお答えいたします。防災士活動に対する町の支援策ということですが先に話しました通り防災士さんの技能向上のための支援策として県の研修会の案内等のほか県と連携してのスキルアップのための研修会の実施や活動の場の提供を考えております。また議員からありました通り町長マニフェストにも自主防災組織及び防災士の連携強化による地域防災力の向上と示されていることから防災士の存在は必要不可欠と考えております。鮎の会の活動支援につきましては同会の1年間を通しての活動実績や今後の活動方針等を参考に考慮し、必要と判断すれば町からの補助も検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 町もやはり防災士としての必要性、それと自主防災組織の連携、それが必要なことをご承知のことではあると思えますけれども、近年では温暖化の影響もあり、いつどこでどんな災害が起こりうるかもしれません。そういう中、安心安全な暮らしを支える一つの力を持つ防災士活動のため町ができることの支援を評価、検討していただき地域防災力を効果的に向上させ、また町と一体的な活動ができることを期待しまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで4番、森田精子議員の質問は終わりました。

次に6番、荒田博議員の質問を許します。

6番、荒田博議員。

○6番（荒田 博君） 6番荒田博でございます。一般質問通告書に基づいて一般質問をしたいと思っております。まず初めに学力向上についてということではしておりますが、昨年の6月議会に一般質問をしております。その中で町内の学力はどうかということをお尋ねしたところ令和3年の調査で小学校では県平均より同等かやや上にあると、中学校では県平均全教科及んでいない状況であるというようなご回答をいただいております。そういった中で今のまず現状をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは甲佐町でこれまで学力向上に取り組んでおりますけれども現状をご報告いたします。学力向上の取り組みにつきましては全国学力学習状況調査、それと熊本県の学力学習状況調査の結果を精査、分析しましてそれぞれの学校でそれぞれの教科ごとに対策を立てまして指導方法の工夫改善に生かしている状況にあります。また学習ノートを生かした指導、ICTを有効活用した学習、その他家庭学習の充実や読書活動の推進など各学校で工夫し取り組みを継続して行っているところでございます。現在の町内、まず小学校の学力レベルを国語と算数について全国学力学習状況調査、熊本県学力学習状況調査の結果に基づきまして説明いたしますと県全体と比較した小学校の学力の定着率は学年や教科によって違いはありますけれども前回答弁いたしました令和3年度と同じく令和5年度の調査でも教科平均の定着率は県の平均を上回るかほぼ同じレベルにある現状でございます。平成29年から令和5年までに安定した伸びは見られている状況でございますけれども、今後もまだ学力向上に向けて頑張っていきたいという風に思っているところです。それから中学校においては教科によって数値は差がありますが、定着率は全教科において県平均に及んでいないという状況でございます。なぜ中学校になると県平均を下回るのか、その要因を探っておりますけれども断定はできませんが想定というような形で申し上げますと、中学校では学級担任制から教科担任制になり学習内容の質と量も一気に難易度を増すということと、それによって授業についていけない生徒が出たりもします。また広範囲の4小学校区から多くの生徒が集まるということによって交友関係や学習環境の変化など基本的な生活習慣の乱れも一つの要因ということで、そういったことから3年度からあまり変わっていない状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま答弁いただきましたけれども前回、昨年の6月議会で聞いた部分とそれから変化があまりなかったというような状況でございます。前教育長はその時の答弁で小学校から中学校になって平均してあるが伸ばしきれていない現状があることを私をはじめ校長や先生方も認識していると県下学力トップ構想を以前から掲げ全職員が共通理解のもと取り組んでいる。教職員に語りかける機会がある。その時には学力向上に裏技はない。一人一人の持っている時間。1時間の授業をしっかりと研ぎ澄まして行ってくれ。それが最大にして唯一の方法であり先生方には授業の向上を求め続けていると言った答弁がっております。そういった中でどのような取り組みをされたのかそのあた

りもあれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学力向上に向けた新たな取り組みと言いますか工夫しているところでございますが令和3年度から年間を通して互いに授業を参観し評価し合う取り組みなどを積極的に行う、そういったことで授業改善の推進やICTを効果的に活用した授業及びタブレットを持ち帰りによる家庭学習の充実についても特に力を入れて取り組んで参ったところでございますけれども、令和5年からの新たな取り組みということは教職員の授業力の向上のための改善策を打ち出して学力向上重点支援地域事業に取り組んでおります。これは熊本県教育委員会から学力向上アドバイザーを招聘しまして教職員の授業力向上のための改善研修などを力を入れて行っております。またその中で先進地教育視察や先進校への教員の視察研修なども積極的に行うように努めるなど学力向上に向けた新たな取り組みを行っているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 教職員の学力を上げるというその流れで生徒の学力を上げていきたいと言った答弁だと思います。今年の4月から教育長も代わられて新しい田上教育長の考え、どのようなお考えを持たれているのかその点をお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 田上教育長。

○教育長（田上浩輝君） お答えいたします。町内の各小中学校においては夢を抱き未来に向かって力強く生きようとする子供たちがたくさんいます。教育委員会では甲佐町の教育大綱に基づき小中一貫してたくましい体、豊かな心を基盤として確かな学力を育む支援をしております。確かな学力というのは甲佐の子供たちの夢や志を叶えるものであると確信しております。本年度ICTの活用、英語教育、道徳教育及びキャリア教育、4つ目が家庭地域との連携ということでこの4本柱で4本を重点として本年度は今取り組んできております。その中で本年度各学校とともに取り組んで成果が少しずつ見えてきたところを2点申し上げます。1点目は学校教育課長の説明にもございましたけれども学力向上を重点し支援地域事業指定に合わせて本年度はICT活用のGIGAスクール構想の推進の町に指定されまして取り組みました。学力向上とICT活用というのは別個ではございません。ICTは学力向上の手段でございます。乙女小学校と甲佐中学校を中心校として授業の革新、授業の中心でICTいわゆる電子黒板または1人1台の端末タブレット、そういうのを活用して授業の中心でこれを行っていこうというようなところで進めてまいりました。現在各学校の授業では子供たち外国の方にインタビューをしたり自分の考えをタブレットに表し友達と意見を交換したり、この前の人権町民集会等ではそれを発表の場に使ったりという風に子供たちはICTを主体的に活用し学びを深めております。

また2点目ですけれどもキャリア教育を踏まえた道徳教育の推進ということで心の持ちようは学びの入りが違います。また学力は学力が生きて働くためには豊かな心が必要かと思えます。小学校低学年では自分を振り返ること、中学年では自分の良さに気づくこと、高学年、中学校では自己の将来展望から進路決定と発達段階に応じてそういう豊かな心を

持つことを学校全体、町全体で取り組みました。例えば甲佐中学校では先ほど学力については少しまだ全国平均をいってないというところですが、この心の部分につきましては夢や目標があるという子供が4月の61%から10月の67%と少しずつではございますけれども伸びつつあります。それに伴いまして甲佐中学校生徒で良かったという学校に関わる1番根幹の部分でございますけれども83%から94%に上がるなど、こちらについては非常に効果を上げております。そういうことをこのICTを活用した授業の工夫改善そして道徳教育、キャリア教育の推進、これを大きな2つの柱として本年度も残りわずかにはなりましたけれども取り組んでまいります。そういったところで私の考えについてお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 2点学力のGIGAスクール構想とキャリア教育の道徳教育ということで教育長から答弁いただきましたけれども、その中で特にキャリア教育の道徳教育という中で特に私は追加でしていただきたいと思うのがこの甲佐町に住んで良かったなというような甲佐愛、郷土愛を生徒にも学んでほしいという風に思っております。ただいま教育長の答弁もいただきましたけれども甲斐町長にもこの教育についてお尋ねしたいと思えます。以前から県下学力トップ構想と甲佐町本町においてはそれを掲げられてきていると思えますけれども以前聞いているとなかなか学力が上がってこないというような状況でございます。その努力に対しては評価したいと思いますけれどもこの県下学力トップ構想というのが大きな目標で目標を掲げるのは大事かと思えますけれども、まずは郡内トップとかそういった部分に手の届くところからスタートするのも一つの手ではないかなと思えますけれども、町長の中でこの辺りはどうお考えなのか、町長の思いでもいいですのでそのあたりをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） お答えいたします。甲佐町を預かるものといたしまして児童生徒の学力が県下のトップレベルになるというように向上することは誰しものが願うことであるという風に思います。前奥名町長におられましてもそのような児童生徒の姿となることを目標にしながら甲佐町の教育の方向性を示されてきたものと思えます。しかしながら先ほどの教育長、また学校教育課長の答弁にもありましたように今日の児童生徒につけるべき学力というものは非常に複雑化をしております。一朝一夕に育まれるわけではございません。授業や家庭学習などの工夫改善を小中一貫した取り組みの積み重ねが必要になってくるという風に考えております。このような事柄を踏まえまして県下トップレベルになることを長期的な目標としながらも中期的な目標といたしましては県学力調査におきまして町内小中学校5校すべてが県平均を超えることを成果目標といたしまして教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ありがとうございます。ただいま町長から目標を掲げられまして実に明確な目標ではないかなと思えますので、ぜひその実現に向けて頑張ってください

いと思います。

質問ではないですけれども午前中からと先ほどの森田議員の中で移住・定住とか防止策の部分がありましたけれどもこの子供たちに対する学力の支援、こういった部分も移住・定住や支援政策につながるのではないかなと思います。そういった中で給食費等もありますけれどもそういった学力の部分については塾に行くとかそういった部分の補助をするとか、いろいろ方法はあります。しっかり限られた財源でありますのでその中で有効な支援策を考えていただければと思います。

次に農業振興についてに行きます。ろくじ館の販売方法についてということでお尋ねしておりますけれども、平成23年3月議会で私が議員になって一番初めの一般質問の中でその当時光ブロードバンド事業ということでインターネットの普及、その中でろくじ館でのインターネットの販売はしたらどうかというような答弁、質問をしているところでございます。そういった中で現状、今どういう風なろくじ館での販売方法、そういうのを検討されているのかその辺りを尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではろくじ館の販売方法についてお答えいたします。現在ろくじ館の販売方法としましては1つ目に店舗での販売、それと2つ目にインターネット販売、それと3つ目に各種イベント等での出店販売、それと4つ目に給食センターや町内店舗等での個別販売、この4種類が今のろくじ館の販売形態となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま販売方法について聞きましたけれども実績を資料でも提出いただいておりますが近年30年から令和4年度までの実績ということで8,300万から多い時で9,600万というような状況でございます。その中でも売り上げ別で見ると色々となっておりますけれども加工品が4割以上というようなことでございます。その中で町長にお尋ねいたしますけれども、町長は4年間ろくじ館の館長として実務されてきたと思います。そういった中で見えてきたもの、こういうところを変えればもうちょっと、もう少しで1億の売り上げになるかと思えます。そういった部分を達成、上げるためにもどういった部分が必要だったのかそのあたりの町長の思いをお尋ねしたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ろくじ館の売り上げを上げるための私が以前ろくじ館の館長を経験しておりますのでその経験を踏まえた上での考え方ということでございます。ろくじ館青空市場運営委員会の方で運営されておりますけれども私も以前職員でございました。立ち上げられた時にその当時はだいたい売上金額が5,000万程度だったと思います。そういった中で運営委員さんの中で将来目標1億をとということで掲げられているんな取り組みをされて頑張ってこられた次第でございます。そういう風な中で私も館長として就任いたしましたしてその目標を掲げて私も頑張りましたけれども、先ほど担当課長からの説明でもありましたように9,600万円までは行ったんですけれども、あと1億までは届かなかったと

いうこととございます。そのような中で今後ろくじ館の売り上げを上げていくための考えということとございます。そういうような中でろくじ館の売り上げを上げることでまずは本町の農業の活性化が図られることやまたろくじ館の会員は高齢者の方々が中心でございますので売上が上がることによりまして私のマニフェストにも掲げておりますが高齢者の生きがい作りにもつながるものという風に考えております。そのような中でろくじ館の売り上げを上げていく方法といたしましては最も効果的な手段といたしまして先ほど議員からもご質問がありましたが、やはりインターネットを活用した販売の充実さという風に感じております。店舗販売だけでは限界がございます。ネット販売により顧客を全国に広げることがより効果的な手段だという風に考えております。合わせましてろくじ館では全国からのネット注文に対しましては商品を発送される際に甲佐町の観光パンフレット等を入れて発送していただいておりますので、本町のPRにもつながるものという風に認識いたしております。先ほどの質問の際に令和3年度、それから令和4年度におきまして本町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してネット販売支援を行ってきたところでございます。今後におきましてもネット販売支援の必要性、それから新たな財源等について十分に調査、研究を行ってまいりたいと考えているところでございますし、またこのような支援につきましては先ほども申しましたように1つの支援をすることで農業の活性化が図られること、それから高齢者支援にもつながる、町のPRにもつながるということで複数の政策間の連携というものが図られますのでそういった支援につきましては前向きに今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういうことでインターネット販売にまた力を入れていきたいということとございますので今後はPR活動、そういった面も強化していただいて、私もまだ販売されているのかなということとホームページを見ましたら綺麗に開設されてあって見やすく商品も分かりやすいようなことになっておりましたのでぜひ継続して、またこういった部分が販売していますよと言ったPR活動の方も力を入れていただきたいと思っております。

次に特産品の今の現状の取り組み状況等がございましたら教えてください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 特産品の取り組み状況ということとございますけれども、町としましては現在、特産品としての山椒等の薬用作物の産地化を目指しております。11月12日の産業文化祭の開会式の後に取り組みまして株式会社ツムラ、宮内地区山椒生産組合、それと甲佐町による生薬生産による地域農業活性化連携協定の調印式を行いました。今後はこの3社での連携を図りながら山椒それとミシマサイコなどの生薬生産を地域に広げていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 山椒の方を調印をツムラの方と結んだということとちょっとお尋ねしますがその山椒を植えて出荷できる、そういった何年ぐらいで出荷できるのかその辺りをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。基本的に山椒については植え付けを行ってほしい5年程度ということと言われております。実際宮内の方でも3年目ぐらいから若干ずつ添えておりますので令和元年、2年で県の補助を使って植栽しておりますので来年度令和6年度ぐらいからが本格的に収穫ができるものという風に聞いております。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） 5年ぐらいかかるということでございますけれども、この宮内の山椒組合の方が出荷できてそういった中山間耕作放棄地等の解除に繋がると思いますのでそういった部分のモデル地域としてこれが町内全域に広がっていければなと思いますけれども、その辺りは課長どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 甲佐町全域に広げていくという認識ということでございますけれども、議員おっしゃいました通り今は宮内地区だけの作付けとなっておりますけれども、説明会では甲佐町全体を通しての説明会で作付け希望を取ったところ宮内地区以外の方も作付けを多数希望しておられます。現在山椒の苗というものが今甲佐町でしておりますのがぶどう山椒という種にあつて全国的に苗が不足しているという状況ですので、その苗を作るのを今緑川森林組合を通して樹芸農家の方々にその苗木の生産をお願いしているところでございます。これがほしい令和6年度に生産がぼちぼち出来始まるというところになっておりますので来年令和6年度にできた苗木、それを今作付け希望されている方々に宮内の方はもちろん、宮内校区以外の方にも配布をしてそれからだんだん広がっていくものという風に考えております。そしてその苗木の生産が軌道に乗り十分な供給量が確保された暁には甲佐町全域に広がっていくような形で考えております。また山椒以外にもミシマサイコという生薬作物を来年試験的に作付けされる予定となっております。山椒につきましては中山間地域の日があまり当たらない水はけが良い土地が適地であるのに対しミシマサイコは平坦地域でも栽培できることから甲佐町全域をこの2つでカバーできるものと考えております。先ほど申しあげました調印式の際にも株式会社ツムラの方から将来的には甲佐町全域に広げていただき近隣町にも広げ生薬の一大産地となることを期待しております。とのコメントもあつておりますので、町としましても一大産地化に向けた努力を行っていききたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういうことで将来的にはそういった部分に広がれば甲佐町としてもそういったいろんな問題の解決になるかと思っておりますのでぜひ推移を見ていききたいなと思っておりますが、そういった中でそれをする際にはこの山間部に関しては有害鳥獣等の問題もあります。今回はこの農業振興でございまして質問事項に入れておりませんのでその部分は触れませんがそういった部分も今後また議会の方でお尋ねして解決していきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。私の一般質問は以上

で終わります。

○議長（宮本修治君） これで6番、荒田博議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。2時5分より再開いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番、田中孝義議員の質問を許します。

2番、田中孝義議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中孝義です。一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。まず未活用公用地についてということで、この質問をいたしますのも本日、皆さんいろんな一般質問をされた中で全て財源がかかるお話でございます。こういう未活用の土地があるのであれば財源の少しでも足しになればいいのではないかという思いで質問をさせていただきます。まず管理活用についてということでございますが、町にはまだ活用できていない公用地があると思いますが、これまで売却などで新たな活用ができていない公用地についてはどのような状況でしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） お答えいたします。公共用地の利活用につきましてはこれまで主に売却という形で新たな有効活用ができております。最近の状況で申しますと西寒野町営住宅跡地や旧甲佐幼稚園跡地及び親水公園の売却がございます。小さなところでは糸田や横田地内にある小規模な町有地の売却など従前からの課題を解決しながら積極的に利活用を図っているというような状況でございます。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 積極的な利活用を図っている状況であるということでございますが、提出していただいた資料には活用可能な未だ活用できていない公用地が載せられていますが、現状としてどのような状況となっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今お手元の資料でございます通り旧林業者等休養福祉施設宮内集会所、豊内団地跡地、湯田団地跡地、緑町団地跡地、それと旧仁田子の畜産団地と白旗グラウンド跡地と6つの未活用公用地のうち売却可能と町が思っている土地について資料としてお出ししております。売却候補地としましてはまず第一に白旗グラウンドの跡地がございます。白旗グラウンド跡地につきましてはご承知の通り、令和2年度に売却にかかる公募を行ったところ1事業者からの参加申し込み書が提出されておりましたけれども、その後期限までに仕様書の提出がなく結果的に手続きが終了したというような状況でございました。跡地のうち北早川の公民館及び北早川の消防格納庫用地を除いた2万3,526平米の売却を考えているところでございます。また仁田子の畜産団地跡地につきましては、

最近敷地内に居住されていた方が退去されたということでございます。まずは建屋等の撤去を計画しまして今後は利活用に向けた検討を行っていく必要があるという風に考えております。また緑川荘に隣接する緑町団地跡地、257平米などにおいても立地的な面で活用方法が限られてくる状況でございますけれども、色々な多方面からの情報も積極的に収集しながら利活用については迅速に対応していく方針でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） ただいま多方面からの情報収集を行っているということの答弁でございましたが、前回私が企業誘致について一般質問をさせていただいたとき、県からの情報待ちと言う答弁でございました。ただ県の情報を待っているだけでは足りないのではないだろうか、こういう土地を利活用していろんな財源にさせていただくために私としてはそういう誘致化など営業を町がかけて、いろんな財源を作る必要があると思っております。その辺について売却や公園化とか、また企業誘致などいろいろなものに利活用ができると思いますので、その辺について積極的に進められてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。これまで総務課長が答弁いたしました通り、町といたしましてはこれまで売却という形で未活用の公共用地の有効活用を図ってきたところでございます。今後におきましてもまずは民間への売却という形を前提としながら一方で有効活用がはかれそうな土地につきましては、町で利活用を図っていくことも考えておまして、複合的な観点で未活用公共用地の有効活用については今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また議員ご指摘の通り、情報収集につきましても今後積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 町長から積極的にやっていただける答弁がございまして安心しました。これが定住促進なり企業誘致なり、いろんな方向に広がっていけば町の財源も確保できるのではないかと思いますので、この辺をしっかりと町の方としても力を入れてやっていただきたいと思います。これで私の一般質問は終わります。

○議長（宮本修治君） これで2番、田中孝義議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時12分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に11番、本田新議員の質問を許します。

11番、本田新議員。

○11番（本田 新君） では一般質問を始めさせていただきたいと思っております。まず私は総

合運動公園のことで質問させていただきます。この総合運動公園は構想から長い月日をかけて行政が本当に努力をされて作られたものだと思いますし、また町民の熱意のもとに作られ、また議会の中では一部反対された方もおられましたけれども、多数の議員が賛成をいたしまして建設まで至っているという風に思っております。その総合運動公園でありますけれども本来の目的は健康づくり、体力作り、スポーツ振興、また児童生徒が使いますので1つの教育の場として、またスポーツですから娯楽という目的のために作られたものでありますけれども、しかしここに集う多くの方々がおられ、いわゆる交流人口の増というものが生まれております。だからそこからさらに進めてこれを町の振興や産業の振興など地域振興などを考えて町の活性化につなげられたらならばという風に私は思っておりますし、またそういった町長のマニフェストの中でもありますのでそういった一つのエビデンス、政策実現根拠というような方向としてこの総合運動公園を見ていきたいという風に思います。まずはそういうものがあつたとしましてもしっかりとした運動公園を管理、使用者にとって使い心地の良いものという風な形で管理していかなければならないという風に思っております。そこで先の議会でもいろいろあつた中で私が思っていますことは、担当課の方から実際運動公園を担当する課の方からいわゆる環境に問題する可能性があるようなプラスチックのゴミの流出がしないのだろうかというようなことが言われておりましたけれども、私としてはそのようなことは現実的なのかなという思いもありますけれども、やはり担当課のしっかりとした答弁をいただきたいということと、10年という寿命であります、ということが言われておりますけれども、果たしてこれに対して延命化がしっかりととはかれるのかどうなのか、そこに対して他町の方では人工芝あたりも使っておられるところがありますので、そういったところから情報収集なりいろいろされていると思いますけれども、そういったところに対して寿命化に対してしっかりとした対応がされるのかどうなのか、まずこの2点について担当課長から答弁を願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それではお答えいたします。まず環境に与える影響という点ではプラスチックゴミの川への流出が懸念をされているところでございます。そのために担当課といたしましては今後も施設内の清掃の日々徹底を行いまして河川へのプラスチックごみの流出を抑えるような努力を日々努めていきたいと考えているところでございます。また人工芝の耐用年数、10年と言われていたところでございますが人工芝の劣化の原因といたしましては紫外線や雨などによる自然劣化と合わせまして利用者の踏み固めによるもの、また飛来する枯葉や枯れ草、人工的な投棄ごみが堆積しましてそれが腐敗しまして劣化の原因などが考えられるところでございます。人工芝のサッカーコートにつきまして担当課といたしましては利用開始当初より管理する上で月1回以上の大型牽引機材がございまして、そちらでブラッシングを行いながら踏み固められました芝を起し、ごみの撤去を行うなどして施設の延命化につなげているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 1つしっかりとした管理をお願いしたいというふうに思います。ただその管理につきましては当初から指定管理者制度を導入するというような方向で動いているという議会の中での流れがっておりますけれども、その中で指定管理者のことに色々質問させていただきたいと思うんですけれども、まずはその指定管理者のいわゆる委託費が当然発生するだろうと思います。その前にその算出根拠として実際どれくらいかかるんだという実施費、それとまたその利用される方から払われる使用料当たりをどれくらい見込んでおられるのか、その上での指定管理委託費が発生するだろうと思うんですけれども、それはどのくらい考えておられるのか、その点について質問させていただきたいと思います

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えさせていただきます。指定管理料につきましては今年度当初から指定管理者導入の材料といたしまして指定管理料の試算を行ってきたところでございます。その試算で行きますと支出が約3,800万、収入が約1,700万、収入から支出を引きました2,100万ほどが指定管理料になる見込みと試算をしたところでございます。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 実施化に3,800万かかるという算定をされておりますけれども、これは昨年、今年と今は職員の方でやっておられるというような管理であって、そういったところから算出を元にされて3,800万ぐらいかかるだろうという風なことだろうと思いますけれども間違いないですかね。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） この支出の試算しました3,800万については指定管理者が事業を受けるということで、こちらにつきましては指定管理者の職員分が含まれているという形になります。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 分かりました。一応2,100万、2,000万程度の委託費が発生するだろうという風なことだろうと思います。そこでその使用料というのは増減があるだろうと思うんですよね。使用される方が増えれば当然この指定管理者の方の収益が増えるというような方向で動くんですかね。そういったことで最初から何年契約されるかわからないけれども最初2,000万という形でやった上でその年月において使用料が増えた場合は、それはそれとして収入として見られるわけですかね。そののころをお願いします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今の2,100万というのはあくまでも現在での試算になります。例えば指定管理者を募集する際に例えば仕様書の方に余剰金、指定管理者が出しました利益につきまして取り扱いをうたいながら例えば契約の中で余剰金の発生についての何%かを町に入れるとかそういった契約もできますので、そちらにつきましては仕様書にうたうとなった場合に指定管理者選定委員会等もありますので、そちらの方で中身を検討しながら進めていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） そこで私は1つ思うのは指定管理者を選定される場合、いわゆるその使用料が収入として指定管理者に入るというのであれば、その指定管理者が多いに集客力とか企画力を発揮されて一人でも多くの人口増がはかれる。またそういう中であってあの場で例えば物品販売だとか例えば先ほどのろくじ館の話があったけれどもろくじ館のものを物品販売するだとか、または地元の商工業者あたりがそこで商売をすることができるような、そういったしっかりとした契約を私は指定管理者と結んでもらいたいと思うんです。要するに町のアンダーザコントロール、町が色々とコントロールできるような形で選定をする業者を選定してもらいたいですし、そういった契約をしてもらいたいというふうに思うんですけれども、そういったことが可能なのかなのか、できるかできないかとかそこら付近の話もお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） そちらにつきましては先ほど申しましたように募集要項の仕様書また契約の際にそういった文言を含めれば可能かと思えますので、そちらにつきましても指定管理者選定委員会等がありますのでそちらの方で検討していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） それでは質問を続けさせてもらいたいんですけれども冒頭申し上げました通りこの総合運動公園を町の活性化の一因とか根拠にしていきたいというようなことで思っておりますけれども、この管理料あたりを人口増を町の活性化へと向かわせるために担当課の方ではどのような考えがもっておられるのか、考えられるのかその点について質問したいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは熊本甲佐総合運動公園の利用者、交流人口の増加と町の活性化についてお答えをしたいと思います。熊本甲佐総合運動公園につきましては熊本地震からの復興のシンボルとして整備をしておりますので利用者を増やすことで交流人口の増につながるものとは考えているところでございます。利用者を増やすことの取り組みとしましてはまずは社会教育課で管理・運営をされておりますので社会教育課を始め関係課と連携を図りながら進めさせていただければと思っております。また企画課としましても3月に実施しております緑川スポーツフェスタにて交流人口の増をはかってもおりますので、今後もスポーツフェスタの内容等を随時検討することで多くの方々に参加してもらいような内容にしていきたいという風に考えているところです。合わせまして各種団体とも連携を図り新たなイベントの開催についても進めていければと思っております。例えばパレットが実施されました駐車場を利用したドライブインシアターまたテニスコート駐車場を利用したモーニングカルチャークラブということで朝ごはんとスポーツというようなイベントをされておりますので、町が主体的に行うものばかりではなく民間主導型のイベントを増やすことで町の活性化がはかれるものと思っております。ただ熊本甲佐総合

運動公園内だけで完結しても町の活性化には繋がらない部分もありますので今年度企画課で策定しております観光PRの動画を運動公園管理棟内で流すことにより甲佐町の観光地、景観等の良さを知っていただき観光地等を巡ってもらえるなど町を回遊していただくことで町の活性化が図られるものと思っております。そこには商店街の活性化は必要不可欠と思っておりますので担当課としましては商店街の活性化につきましても関係団体と連携を図っていきたいという風に思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 今担当課の方から計画があるというふうなお話でいただきました。そこで町長の方に質問をさせていただきたいと思っております。今の担当課長の答弁の中で2点、1つの大きなものがあると思っております。1つはそのスポーツフェスタあたり、そういったイベントを開催することで盛り上げていきたいというのがあります。もう1つイベントでありますけれども新たなイベントを作り上げていきたいなという思いが担当課にあって、またそこには民間主導型でこれをどんどんやっていけたらばというふうなことが今の答弁の中で入っております。そこで町長の方に聞くんですけども例えば甲佐町の今の中で蚤の市が非常に活気を呈しております。この蚤の市は私が所属する商工会の青年部が頑張っているというところで、ただと申しましても町、商工会あたりが1つのバックボーンというかしっかりとした後ろ盾があつていわゆるもっと言えば補助金を流すことによってこの蚤の市が開催されていると思っております。先程の課長の答弁の中で民間主導型っていうのは確かにその通りだと思っております。町の活性化というものは行政がというのではなくやはり民間が業者が地元の方々が一人一人が町の活性化に向かっていただければならないとそれはその通りだと思っております。ただ民間主導型と言ってもやはりそういったイベントを作り上げていく、育て上げていくという過程においてはやはり行政も手助けというか町の支援もやはり私は必要だと思っておりますけれども、その点については町長はどのように考えておられるのか町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。まず民間が実施されるイベントについての町の支援についてまずお答えいたします。私もマニフェストの中に交流人口の増加を図って町の賑わいを創出するという風に掲げさせております。そのような中で先ほど担当課長から答弁にもありましたように熊本甲佐総合運動公園を活用しながらさらなる賑わいを創出していくためには民間主導型のイベントを積極的に誘致していくことは非常に効果的であるという風に考えております。その際は今年度実施されましたアクアストロン大会と同様に施設の使用料減免または備品の無償貸し出し等、町でできる可能な支援について積極的に行っていく方法があると思っております。あとは先ほど青年部の方で実施されております蚤の市あたりも例えてご質問されましたけれども、この蚤の市につきましては現在では本町のみならず県内でも屈指のイベントということで取り上げられております。そのような中で町といたしましても補助金等をそこには出しておりますのでそういった町以外で民間の方がされる、そういったイベントについて町から補助金を出すことによってそのイ

ベントがさらに充実していくと言ったような考え方をすれば当然そういった補助金等の支援というのはありだという風に考えておりますので、今後もその辺はしっかりと町の活性化を見据えながら考えていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 民間主導型にも色々ありますので果たしてそこが本当に町の振興になるのか、ならないのかよと見定めて支援あたりをやっていただければという風に思いますし、またもう1点あるのは運動公園に集まった方々から町の方に周回、周回というような答弁であっておりますけれども、そういったことが拡散と言うんですか広がっていったらという風に思います。その中には観光地も紹介したていったらということが担当課長の方からあがっております。あとその観光地とわが町に観光地と言うとパッと目につくのがやな場とかあと陣ノ内城跡ですかね。陣ノ内城跡はまだ途中だからそこまでは行ってないかもしれませんが1つのその観光地もじっくりと育ててやっていただきたいという風に思いますし、またお店ですね。商店街の活性化というのは本当に何十年も前から言われてそのほぼ死語に近いようなお叱りを受けるかもしれないですけれども、そういったことになってしまったというのが現状だと思います。その中で例えばお店あたりを行政があのお店だけを紹介したとかいうようなことがあると非常に難しいかもしれませんが、10年ぐらい前だったかそこまではいかないですね。5、6年前だったでしょうか。私が甲佐町ですって言ったら甲佐町にはモリチクのかき氷がありますよね、私行ってきました。と私は当時知りませんでしたのでモリチクのかき氷ということでおっと思ってすぐ家に帰って女房に聞いたら船津の方であっていると、美味しかけん今度連れて行ってというようなことでそういった単発的に私は甲佐町の非常に有名などころがあると思いますので、そういったところも大いにPRできればなど、そういった形で点だけ言うと非常に難しいことがあるかもしれませんが、その点々がいずれ線につながっていけばなというふうに思いますので1つ大いにPRをされて甲佐町のそういった交流人口が町内全域を周回、回遊されていくものになってくれればなどと思いますけれども、そういったところで町長はどうでしょうか。お店あたりを紹介というのがやっていけるのかどうなのか、どのように考えられているのか1つお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの質問についてでございます。本田議員からのご提案でやな場、陣ノ内城跡、モリチクのかき氷屋さんですね。それから商店街につきましては私もマニフェストで掲げさせておりますので早急にそういった活性化に向けた策というものを議会の方にはお示ししたいという風には思っているところでございますが、そのような各施設が点と点であるのを線で結んで回遊していただくような仕組み作りが必要ではないかというようなご質問だと思いますのでその辺りについては町としても十分に今後のまちづくり、そういった観光面での交流人口増加対策と言った面でしっかりと対策を取っていききたいという風に考えているところでございます。以上のような答弁でよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） なかなか行政がすることが難しいということと、できることと色々あろうかと思えます。その点も私もよく理解しますので1つ自己主張だとか独自色はしっかりと出せるようなお店あたりも今後はしっかりと見守っていただけたらなという風な思いでこの質問を終わらせていただきたいと思います。

次にいわゆるゴミ、ペットいわゆる近所トラブルについてという題目で通告書に出しておりますけれども、今現在の甲佐町を見ても私の感覚で行けば甲佐町の7%から8%は町外からの転入されている方々、というのも振興住宅団地あたりが増えてきたという風なことだろうと思えます。それと今1つ考えなければ、だから元あった町の人たちの常識が果たして新しく来られた方の常識となるのかどうか、また昭和の常識が今の令和のこの時代に果たして常識として通用していくのかどうかというような問題が色々私はあるのかと思えます。その中で1つは近所トラブルということで質問をさせていただきたいと思えますけれども、町の方ではそういったトラブル、事故あたりが把握されているのか、そういったのが町の方に訴えられてきているのか、その点についてまずはお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ごみとペットの苦情、トラブルということでお答えしていきたくと思えます。まずゴミについてですけれども道路沿いなどポイ捨てというのは以前なくなっておりませんで、山林や畑など民地への不法投棄などもあっております。そういったのと合わせて苦情が多数寄せられております。またペットについてですけれども、犬の放し飼いそれから猫による住居の破損、フンの放置などそういったものが近隣のトラブルの苦情として相談が上がっているような状況であります。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 実は私のところに猫による近所トラブルということで相談がっております。だから私の質問の中では猫を中心に質問をさせていただきたいというふうに思いますが、要するに飼っておられる猫が増えて私の家に人の家に出没するようになったと、非常に迷惑だと私の方に相談がありました。また最近猫も多すぎて私もニラをハウスで作っておりますけれども、そのハウスの中に本当に猫が入り込んできて、そのくらい田んぼの真ん中、家はありませんので多分もう自生しておられるとか野良猫化しているんじゃないかなと思うんですけれども、そういった猫のトラブル、猫の問題あたりも町の方には寄せられていると思えますけれども、そういった問題についてはどのようなことがあっているのかその辺について担当課の方ではどういった対処をしようとしていこうと考えておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 猫に対するトラブルですね。これの対応という形でお答えさせていただきたいと思えます。猫に関しましては犬のように登録制度がありませんので所有者の把握ができないと、このため野良猫との区別が難しいという状況で動物愛護法、

その観点からもむやみに駆除ができないというような状況であります。現在チラシを配布しておりまして所有者の方に管理徹底の周知を行っております。また公園や町営住宅とか橋の下、こういった公共施設の餌やりなども多く見られますので、こちらに注意喚起、餌やりの注意喚起を行っているような状況であります。また多頭飼育とか被害が大きい場合については保健所と個別訪問を行ったり警察に対応していただいているというようなところもあります。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 動物愛護法ということで保護されているというようなことも今答弁の中であっております。ただとはいえやはり人の財産を傷つけたりまた第一に他人の迷惑になるようなことであっては私はならないだろうという風に思います。その辺について何らかの対応をすべきだというふうに思いますし、またこの問題は他町村でもそういったことがやはりあっていると思います。問題になっていると思いますのでそういった場合、他町村ではどんな対応をとっておられるのか、この2点について私は町としてはどういう対応を考えておられるのか、また他町村ではこういった対応を取られる事例があるのか、その点を是非紹介していただきたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） まず拡大する前に被害、こういった風にするべきかという話かと思えますけれども、基本的には猫を飼われている方がきちんとルールを守っていただくということが一番だと思います。家庭動物飼育基準というのがありまして猫の飼育基準がここには示しておりましてこの中に猫は屋内での飼養に努めることとし屋内で飼養ができない場合、飼うことができない場合は周辺的生活環境への被害防止、それから繁殖制限措置を講じなければならないとされております。こういった観点から猫の所有者に対しましてはこのことをご理解いただいた上でマナーを守っていただくために我々は周知を行っていかなければならないかなという風に思っております。他町の取り組みなんですけれども他の市町村においても同様に対応については大変苦慮されていることでありまして、熊本市においては県の条例に準じて動物の愛護及び管理に関する条例というのを定めておられます。この条例の中では人と動物の共生する社会の実現のために動物の愛護と並んで動物による人の生命や身体、財産に関する侵害、生活環境の保全上の支障を防止することが求められているところでもあります。ただ熊本市を含め他の自治体においても対応については模索されているのが現状であるという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） この間の広報こうさでもやはり協力を要請されておりますし、また担当課の方も盛んに動いておられるということは私も理解しております。ただそこで熊本市や県ではそういった条例を作ってもということでもあります。私はさらに言うならば県や熊本市よりももっと厳しいような条例を作っても猫の被害を防止するような方向性を出してもいいんじゃないかなという風に思いますが、そこについて町長の方ではどのように考えられるのかお願いをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。ご指摘の通り条例化というやり方もあることは把握しているところでございます。上益城郡内の各町におきましても現在のところは条例化せずに動物愛護法や熊本県の条例に順次ながら個別訪問などを行って改善を提案しながらマナー向上を図るための対応をされている状況でございます。担当課から御船保健所に確認をさせましたが猫に関する相談は甲佐町に限らず管内全体で近年大きく増えているということでございました。町といたしましてはこのような状況を改善していくことが必要であると考えておりました、これにつきましては行政だけではなかなか難しい点もございますので地域の皆様方の理解を得ながら保護団体や保健所、警察の力を借りながら寄り添った対応で改善を図ってまいりたいと考えております。条例化につきましてはもう少し検討するところがございます当面は所有者や餌やりをされる方のマナーの徹底を促す取り組みや、地域での活動などを検証し改善を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 分かりました。とにかくこの問題の解決はやはり何と云っても猫を飼われる方のマナーとか、またそういったご近所トラブルがあるならばその地域、地域コミュニティの中でそういった話し合いの場の中でそういった周知徹底を図って、そういった問題が発生しますのでなるべく発生しないようにしましょうという、そういった地域間の合意と言いますか、そういった問題が不可欠だなという風に私も思います。そういったことを私がふと思ったのは部落座談会、これは数年前くらし安全、先ほどの地域防災を作る上で部落の中でこうやっていろんな座談会をされたと、ああいった座談会を利用してそういった周知徹底をした方がもっと効率的じゃないかなという風に思いますし、またその時は今じゃなくて前の佐々木室長が来られていろんな話をされてかなり面白い話をされながらフランクな座談会の中で、夜の話もしっかりされて、特にキャバクラの話までいろいろされたみたいで、私の妻が帰ってきてあぎゃんとは座っただけでもたいがな たっかとね、とかどぎゃんサービスがあるとねとかいろいろ私に聞くわけですけども、私はご存知の通りあんまりお酒をたしなまないのようわからないというようなことで言うておりましたけれども、要はそういったフランクな話し合いの中でこういったナーバスな、ある意味では厳しいこういった問題を話し合う場を一つ作ってもらったらいいなという風に思います。今後ともそういった部落座談会のあたりも担当課の方では大変だろうけども地域に出向いてそう言ったことをやはり話し合いの場を作ってもらって、そういった中で地域の中でこういう問題を共有するということがまず第一歩だと思いますのでそういったことをまたお願いをしたいという風に思います。この質問はこれで終わりたいと思います。やるとおしゃるならばどうぞお答えいただいでよいですし、考えているのであればお答えは結構でございますので私の方からこれは要望ということで抑えたいという風に思います。

最後の質問に入らせていただきたいと思います。ここに職員体制についてということ

で職員数とか職員の処遇について、また全体における人件費のことについて色々質問させていただきたいという風に思います。まずは現在、年々増えているという風な思いがありますけれども現在の職員数はだいたい結構でございます。どれくらいなのかとかまたこのところのコロナ対応だとか物価高騰対策とかマイナンバーだとか国や県からいろんな事業がおりてきます。それにその都度そして年度内に国の方では政治家の方々が年度内に分配するようにします。というようなことで色々な事業が町の方におりてきます。また住民サービスも向上されておりますので非常に職員の方々は非常に厳しいものがあるかと思えますけれども、そういったことで今の職員体制で十分なのかどうなのか対応できているのかできていないのか、その点についてまず質問させていただきたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではまずは職員数についてお答えをいたします。職員数につきましては現在条例定数が132名となっておりますけれども、令和5年4月1日現在で128名でございます。内訳で申しますと正職員が117名、再任用職員が7名、任期付の職員が4名となっております。また別に会計年度任用職員さんが74名となっております。それと今コロナ対応とか議員ご指摘のように物価高騰対策など国からいろんな事業が市町村におりてきております。ご指摘の通りいろんな新たな業務が発生しまして既存業務に加えましてまた多くの業務を負担しなければならないという状況で、これは他の自治体でも同様な状況かと思えますけれども、事務量の増加により負担が増すような状況もございますけれども人件費も対象となっている事業につきましては時間外手当の増額や場合によっては会計年度任用職員の雇用などにより対応しているというような状況でございます。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） それとこれは短くて結構ですけども今後は職員数というのはどのような方向で進んでいくんでしょうか、数については。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今後の職員数につきましては現在の条例定数は132名という風にご説明いたしましたけれども、本年度から定年延長制度が始まります。5年後までに定年の年齢が65歳という風になりますけれども、今後を見据えた上で組織の運営上やはり若年層の職員の確保も必要となってきておりますので、今後条例定数についても状況を見ながら見直しをしていく必要があるという風に考えております。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 見直すべきはいろいろ見直しをしていただきたいと思いますし、その時は丁寧な説明もお願いしたいという風に思います。それと最近気になることが若い方々がすぐやめられるということもあっておりますし、また最近の採用の枠にあたっては我が町が受験者にとって人気のある町なのかどうなのか、実際問題として採用人数が決まっております。その年々で違うからあれだろうかもしれませんが、実際どれくらいの方々が今受験をしているのかそのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは職員を採用する場合は共同試験というのを行っておりますけれども共同試験の状況で申しますと令和3年度が12名、4年度が14名、5年度が16名という状況でございます。近隣の町と比べますと熊本市に近い益城町、嘉島町、御船町に比べると受験者は少ないというような状況でございます。また色々職員の流動的にやめるというような職員さんもいて、なかなか人材確保に苦慮している状況でございますけれども、今後においてはご指摘の通り少子化による全国的な人口減少社会の到来により人材確保の面でも厳しくなってくると思われれます。本町のような小規模自治体においても先進自治体に習いましてDXなどのデジタル化を推進しながら業務の省略化も進めていく必要があるという風に考えております。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） そこでやはり大切になってくるというか私がそこに思うのは主に職員の方の処遇だろうと私は思います。例えば人件費が頭の方で決まっているということがあってなかなか時間外手当が支給されないと、いわゆるサービス残業があるんじゃないかとか、またはその業務の偏り、大変な方とそうでない方、それは時期によっても違おうだろうし本来的なところもあるだろう、いろんなことがあるだろう、いわゆる人員の配置辺りの問題だとかそういったことが私はよくわからないんですけども、そういった問題があるんじゃないかなという心配もありますし、また先ほど言いましたように人件費を抑制するために時間外手当が抑制されるというそういった構造的な問題まであるんじゃないかとかいろんなことをいろいろ思うんですね。そういったことが処遇の方にかかってくるんじゃないかなと思うんですけども、そういったことはどうなんでしょうか。職員の中ではそういった問題があるのでしょうかないのでしょうか、難しいけれどもそこまで言及をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 本町のような小規模自治体においてはそれぞれの業務の対象者は少なくとも業務の種類についてはどこも同じような業務をされておりました結果的に1人の職員が受け持つ業務の種類は大きな自治体に比べて多くなっているという風な状況です。また大きな自治体においてはシステム導入により処理をしている業務についても小さな自治体は対象者が少ないとかいうような形でいわゆるスケールメリットという面で導入ができないということもございます。このようなことから以前から市町村合併や権限移譲が始まる前から職員の事務処理能力の向上が求められてきておりますけれども、本町においても一人一人の職員の能力向上が必要でございまして、それと合わせたところでそれぞれの業務内容に沿った時間外勤務手当や人員配置の適正化を図っていく必要があると考えておりました、数年前から時間外勤務手当の対応については職員の状況に応じて手当をつけているというようなことでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） ではこれは町長の方に質問をさせていただきたいと思えます。町長はご存じの通り職員出身の町長であります。前の町長さんは事業をやっておられたとい

うことでいわゆる商売人ですよ。元々の考え方の根底にあるそういったことがあると私は思っております。そういった前の町長は物を作るハード面、国や県とかそういった連携をしっかりと取られていろんなハード面の充実にされたし、その手腕は素晴らしいものがあつたろうと思っております。だからと言って私は甲斐町長に新町長にそこまで私は求めてないとか逆に言ってみれば先ほどの処遇のところでもあつたように物を作れば管理、人員、いろんな経費がかかるということもあります。だから本当に必要なものを必要なだけ作っていただくというようなことを努力していただきたいなと思いますし、私は特に新町長は職員出身であるということであつたという職員をしっかりと動かしてほしいという思いがあります。町の活性化の第一歩は私はまずは職員がどう動くかだろろうと思っております。しっかりと職員が動いて条件整備をしっかりと作った上で民間人がその土俵の上でしっかりと動く、働く。動くとか働くという言い方は失礼ですけどもそれを大いに利用して町の活性化を進める、商売繁盛させていただく、農業振興をしていただく、というようなものは私はあるのではというふうに思っておりますので是非とも町長に置かれては職員を有利に動かすというような方向性をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。その点についてはどういう考えですか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 職員の処遇につきましては私もマニフェストで元気で健康な職員の育成と資質向上という項目を掲げております。やりがいを持って元気に生き生きと仕事に励んでいただく職場環境づくりが求められていると認識いたしております。そのためには職員1人の業務量であったり業務負担というものもしっかりと把握して適正な人員配置を行っていく必要があるという風に考えております。合わせまして今年度から導入いたしております人事評価システムを充実させ、頑張る職員を応援するような環境づくりにも取り組むことで給与水準の向上につなげ結果的にラスパイレス指数の改善に努めていきたいと考えているところでございます。それから私も職員出身ということでございますので、私も役場で仕事をしていた時にやはり若い時代に自分たちの意見が通って、それがまちづくりに反映された時って非常に嬉しくて何かまちづくりに私たちも携わっているんだなという感覚を持っておりました。ただやはり役場の組織内での業務と言いますのはやはり係長さん課長さんが中心となってきます。課長さんたちと支えてそれをこの議会の方に持ってくるというような流れでございまして私は先ほど申し上げましたように職員時代そのような感覚を持っておりましたので9月に私が就任いたしました時にまず初めに全職員に言いましたのは課長さん係長さんのみならず全職員で甲佐町のことを今後の将来に向けて考えていきたいと思いますということで申しました。そのような中で私のマニフェストであつたり町の懸案事項であつたり課題、問題点、そのあたりについて若い職員の方々の意見を是非聞きたいということでワークショップを開催いたしました。そのワークショップのグループは係長さん以下で構成して実施したわけでございますが、100を超える事業提案、アイデア、そういったのが出てきました。そういったものを先ほども申しましたけれどもそういった若い方々のアイデア、提案を今度事業化に向けて今後検討していくこととして

おります。その事業化をしてそれが事業実施となれば、そして事業が完了した時にはやはり若い職員の方々も私たちが提案した事業が実現したということでそういったのがやりがいになって生き生きと元気に健康で仕事ができる環境づくりにもつながるんじゃないかなという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 分かりました。先ほど質問しました通り私は非常に期待をしております。そのことと最後の質問になりますけれども人件費です。特に特別職、議員の報酬について質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、ご存知の通り今年選挙がありますけれども議員の選挙並びに町長選挙、両方とも無投票ということになっております。そこにある問題は何なのかというようなことも私はあります。いわゆる手不足ということも特に議員の場合は議員のなり手不足あたりがあるのではないかと、そこに議員の報酬の問題もあるんじゃないかなという風に思っております。そこで私は議員の報酬の見直し等も今後考えていかなければならないなという風に思います。いわゆる議会改革ということにつながっていきます。ただ議会の方ではそれは活性化委員会の方ではその問題を取り上げるだろうと思っておりますけれども、そういった時に町長としましては前の町長は議会のことは議会の方でというようなことのを考えを持っておられましたけれども、町長の方では今どのように考えておられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） お答えいたします。これまでの過去を振り返ってみますと議員定数等に関する条例改正などは議員さんの方からの発議がなされて定数の改正など条例改正がなされてきたと認識いたしております。これまでの経緯の中でそういった件に関しましては執行部の考えなどを一方的に示したことはなかったかと思っております。ご質問の件に関しましては議員各位によりまして様々な視点からしっかりご検討をなされ、統一見解のもとに実施なされるということでございますならば私たちもその見解に対して対応させていただくということという風に考えております。従いまして今後その点に関しましては議員さん方に判断を委ねたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 今の答弁の中で申すならば議会の意志を尊重されるという風に私は受け取りました。議員報酬を見直すという場合、どうしても財源が町の財源にこのことを多く求めるとというのが非常に心苦しいというのがあるのと、やはりそこに考えられるのは先ほどの無投票あたりを考えますと議員定数を削減するというような方向で私は議会は動くべきだなという風に私は思っております。これは昨年の私の質問の中でも定数を10にしたらどうかという提案をさせていただきましたけれども、活性化委員会の方では11と1名減ということでありましたけれども、私はさらにもう1名、次の選挙から議員定数を削減をする1名削減をするというような方向を私は議会の中では考えるべきではないかなと思っておりますし、またなり手不足を解消するためにも報酬の問題も少し見直すということもまた考えなくてはならないだろうなという風に思っております。いろんなことをやりながら

今後議会の活性化委員会がありますのでそこで色々されるだろうと思います。1つ町長の方においては今の議会のことは議会で尊重されるということでありますので、そういったことも念頭におきながら今後とも色々考えていけたらいいなという風に思いますということをおし述べて私の一般質問を終わりたいと思います。どうも失礼いたしました。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長から本田新議員に対して答弁の訂正があつておりますのでこれを許します。

○社会教育課長（後藤喜治君） 先ほど本田新議員の私の答弁の中で指定管理者の契約という言葉を使わせていただいております。申し訳ありません、契約ではなく協定の締結ということで訂正をさせていただきお詫びいたします。申し訳ありません。

○議長（宮本修治君） これで11番、本田新議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から本議場にて会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時8分

12月12日（火曜日）

令和5年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和5年12月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 12月12日 午後2時27分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 荒田慎一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
くらし安全推進係長 佐藤大治	
教育長 田上浩輝	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善

4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第43号 甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について
- 日程第2 議案第44号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第45号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第48号 甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第49号 甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第50号 町道の路線廃止及び認定について
- 日程第9 議案第51号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第52号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第53号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第54号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 議会広報編集特別委員会全国研修報告について
- 日程第15 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第16 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第17 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 議案第43号 甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第43号「甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について。

甲佐町相乗りタクシー運行条例を次のように制定するものでございます。

令和5年12月8日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、地域住民の生活交通手段を確保するため甲佐町相乗りタクシーを運行することで、公共交通の利便性の向上を図り、もって地域の活性化と福祉の増進に寄与することを目的として本条例を制定するため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条文となります。甲佐町相乗りタクシー運行条例。目的、第1条、この条例は地域住民の生活交通手段を確保するため甲佐町相乗りタクシー（以下、相乗りタクシーという）を運行することで公共交通の利便性の向上を図り、以って地域の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする。定義、第2条、この条例において相乗りタクシーとは相乗りタクシーを利用しようとするもの（以下、利用者）から予約を受けて乗降場所から町が規則で指定する乗降所（以下、指定乗降所という）までの間を運行するものを言う。運行の方法、第3条、相乗りタクシーの運行は町が道路運送法、昭和26年法律第183号（以下、法という）第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録を受けたものとする。乗降区域、第4条、相乗りタクシーの乗降区域は次の通りとする。表になります。乗降区域、乗降区域の範囲、宮内地区全域、竜野地区大字下横田字中川原字前田を除く竜野地区、白旗地区大字糸田字上川原字砂原大字早川字上小塚字下小塚。運行日、第5条、相乗りタクシーの運行日は月曜日から土曜日までとする。ただし甲佐町の休日を定める条例、平成2年甲佐町条例第14号第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日は運行しないものとする。第2項町長は前項の規定にかかわらず特に必要と認めた時は臨時に運行し、または臨時に運休することができる。利用の登録および予約、第6条、利用者は町長に利用の登録を受けな

ければならない。

紙でいきますと次のページになります。第2項、前項の規定により登録を受けたものは相乗りタクシーを利用する時はあらかじめ予約をしなければならない。登録の取り消し、第7条、町長は各号のいずれかに該当する時は利用の登録を取り消すことができる。第1号条例または規則に違反した時、第2号虚偽の申し込みにより利用の登録をした時、第3号偽りその他不正の手段により利用の登録をした時、第4号その他町長が不当と認める時。利用料金、第8条、相乗りタクシーの利用料金（以下、利用料金という）は1人1乗車につき500円以内とし乗降場所ごとの利用料金は規則で定める。第2項町長は全項の規定にかかわらず特別の理由があると認めたものについては規則で定めるところにより利用料金を減額することができる。第3項宮内地区の学齢児童の通学目的で利用する場合は無料とする。利用料金の還付、第9条、すでに納付された利用料金は還付しない。ただし町長が特に認めた時はこの限りではない。利用者の遵守事項、第10条、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。第1号運転手の指示に従い安全な運行に協力すること、第2号その他町長の指示すること。利用の禁止、第11条、町長は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は乗車を拒否し、または降車させることができる。第1号前条の規定に違反した時、第2号車両を汚損し、または損傷する恐れがあると認める時、第3号乗車定員を超過するとき。次のページになります。第4号その他、運行上支障があると認める時。損害賠償、第12条、利用者が故意または過失により車両に損害を与える時はその損害を賠償しなければならない。ただし町長が特別な理由があると認める時はこの限りではない。業務の委託、第13条、町長は相乗りタクシーの運行に関する業務の全部または一部を法第4条の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者に委託することができる。雑則、第14条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。附則、この条例は規則で定める日から施行する。以上、説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。条例についての説明は分かりましたけれども、私は先日の全員協議会の資料の中で令和5年度の経過というところで質問したいと思っておりますけれども、まずはこれまでいろいろやってきておられて利害関係の方との意見聴取、それから宮内・竜野地区の区長会長さんとの意見聴取、それから地域公共交通会議における構想説明として承認していただいたというような経過がございますけど、もう少しそれぞれについてそこでどういう意見があったのか、そしてそれによって承認されたということでございますので内容を少しそれぞれについての内容、どういう意見があったのか、それに対してどうだったのかとかその辺を説明した上で審議に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは宮川議員の質問にお答えしたいと思います。まず利

害関係者の意見聴取でございますけれども、バス会社につきましては何ら問題なく運行されてもいいということで、うちの方への要望だったりそういう部分にはあっておりません。またタクシー事業者につきましては一応うちがある程度の仕様等の説明を行いまして今、タクシー事業者につきましては運転手の確保が一番厳しいという話もあっておりますのでその辺についての部分とその運転手を確保するために予算、委託の金額とかそういう部分の詳細な部分について今説明をさせていただきながら協議をしております。その部分についてはまだ解決はしておりませんが今前向きに検討していただいている形になっております。両区長さんについてはバス停までに歩く部分が遠いという部分で自宅前までということですのでごく喜ばれた意見をいただきました。ただ料金については極力考えて料金を設定してくださいという話もありましたので、その時についてはバス料金を目安に設定をさせていただきますというお話をさせていただいてご了承いただいているところです。地域公共交通会議につきましては以上の点がある程度出ましたのでそういう形のご説明をさせていただいております。後タクシー業界はなかなか今厳しい状況がありますのでその辺も考えながら業者との協議にあたっていただきたいというところで協会の方からもそういう話が出ておりますので、それも踏まえたところで今協議をさせていただいているというところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 経過について分かりましたけれども私が一番懸念しているところはタクシー業者さんですね。甲佐には第1タクシーさんと麻生交通さんがいらっしゃいますけれども、いずれにしても我々が夜にでもタクシーを拾おうとしてもなかなかいないというような現状の中でそこにこういう対応ができるのだろうかというのが一番懸念しているんですから、その辺の協議についてはしっかりと業者さんとやっていただくように要望をしておきます。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ありがとうございます。それにつきましてもしっかりと協議をさせていただいて運行に支障がないような形でつとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。私が懸念しているのは料金のことなんですが町営バスは一律200円だったと思いますが、利用料金は乗車場所によって設定する。500円で乗降場所ごとの利用料金は規則で定めるとありますが、これは一律にはできないものでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 料金につきましては先ほど答弁させていただきましたけれども、一応バスの料金を元に距離で算定をさせていただいているところでございます。全員協議会でも説明させていただきましたが4km未満が300円、8km未満が400円、8km以上が

500円という形で議員おっしゃる通り一律という話も町としても検討しましたが極力自宅まで行くという部分もありますので、その辺を勘案しまして少し料金の差をつけさせていただいたということなのでなりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。第5条ですけれどもこの中に運行日は月曜日から土曜日までとするというのはございます。それから町長が特に必要と認めた時には臨時に運行するところがございますけれども、ある程度年間通して日曜日等に行事がありますよね。そういう場合にはするということですよ。そのように理解してよろしいですかね。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） その辺については今後検討させていただければと思いますが、議員おっしゃる通り日曜日に行事等がありますのでそれについてはこの前も説明させていただいた通り、アンケート調査を行いますのでその結果で運行していきたいという風には考えています。以上になります。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） ありがとうございます。それから3月の末にスポーツフェスタとありますよね。そういう場合に普通だったら家から乗って甲佐町の役場、あるいは病院、そういうところに来るんですけれども運動公園なんかに行く場合もこれは可能なわけですかね。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 今の段階ではそこまでは想定をしておりません。そうするとタクシー事業者との競合になりますので一応町が指定する設定場所という形で先ほど議員言われた時の役場だったり病院だったり想定させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。これに相乗りタクシーに関連するものだと思うんですけれども今の現在の町営バスを運行されておりますけれども、仮にこの条例が制定して新しい小型の乗合バス、役場にある車を利用されるということもお聞きしておりますけれども現在の町営バスの利用、これについては町の方ではどのように考えておられますか。廃止するのかそれとも払い下げするのか、何らかの目的で次の利活用ができるのか、その辺まで想定されておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 例年であれば前回で行くと町有バスに格下げというか町営バスを町有バスにということになります。町有バスもありますのでその状況を見ながら今後どういう風にしていくかという部分については関係課と協議していきたいという風には考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。乗合いタクシーの導入に際して説明資料の中に参考にされた3自治体の状況というものが載っておりますが、そこで参考になったことというのは何かあったのかどうかということをお尋ねしたいということが第1点ですね。私が調べますと荒尾市というのは全域で利用可能となっております。長洲町は町外の玉名市や荒尾市にも利用できるというふうにもなっております。それに比べて甲佐町は利用範囲が限定されて狭いという風に思います。やはりこの条例の中では利便性の向上ということをやったてありますがこれが改善されなければ利便性の向上にはならないんじゃないかという風に思います。やはり少なくとも全員協議会の中でも答弁はありましたが、やはり利用範囲についてはやはり時間をかけないで改善する必要があるという風に考えます。町の総合計画においても令和7年度までには効率的で持続可能な地域公共交通手段の構築に努めるとやっております。そういった計画との関係でもやはり長い時間をかけないで利用範囲の改善については考えていくべきだと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 議員の答弁にお答えしたいと思います。各町に視察研修に行かせていただいたところで、やはり区域については始められて徐々に広がっていかれているというところ。やはり最初に大きく広げた場合についてデメリットが大きいので、もし始められるのであれば今考えられている範囲がいいんじゃないですかというアドバイスも頂いているところです。それを見ましてどういう風に広げていくか、どういう運行体制にするのかその辺も踏まえたところで佐野議員言われるように全域の方に持っていければ一番いいのかなという風に考えておりますので、それがスピーディーにということで1年後、2年後という部分ははっきり申し上げられませんが、その辺はしっかり検証しながらつとめていきたいという風に考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。私も同じく全員協議会の中でそういったお話をいたしました。今回は地域交通の手段の確保ということで利便性を図るということでございます。これまでも全員協議会でも申しました通り交通弱者対策ということで幾度となく質問を皆さん方されました。今回がこれはスタート時点ということでこれを起点としてやはり今佐野議員もおっしゃられましたけれどもやはり広く住民のニーズに応えられるように広めて行っていただきたいと思っておりますけれども、これは町長お考えはどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高土君） ただいま鳴瀬議員からの質問についての回答でございますけれども鳴瀬議員ご指摘の通り今後地域公共交通の確保といった点、それから交通弱者対策といった点では今回新たにこの相乗りタクシー制度を導入しますが、先般の全員協議会でも答弁いたしました。これをゴールだとは捉えておりません。常により良い公共交通システム、仕組みになるように町といたしましても情報を張り巡らせながら取り組んでまいり

たいと思っております。また今日、産経新聞の朝刊にも載っておりますけれども国の方ではライドシェアについて来年新法法律の制定に向けて協議を進めていくということで記事も載っております。そういったライドシェア、新たなそういった公共交通システム、そういったものにも常に情報を張り巡らせながら町としては取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。議案第43号、甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について、こちらの方に提案理由がありますように地域住民の生活交通手段を確保するため甲佐町相乗りタクシーを運行することで公共交通の利便性の向上を図り、以って地域の活性化と福祉の増進に寄与するという事で異議なくこの制定に賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第43号「甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号「甲佐町相乗りタクシー運行条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第44号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第44号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員

の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月8日提出、町長名です。

提案理由につきましては、人事院勧告をふまえ、職員の給料表及び特別給の支給率を改定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の改正文となります。

説明につきましては読み上げますと長くなりますので説明資料にてご説明してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務課長（北野 太君） ありがとうございます。それでは最後の方の17ページ、18ページをお開きください。議案第44号の説明資料となります。まず1番、改正理由につきましては人事院勧告を踏まえ支給率の改定を行うものでございます。2番、改正内容については2点ございます。まずは1点目が甲佐町一般職の職員の給与に関する条例でございます。これについては給料表と期末手当及び勤勉手当の支給率に関する改正でございます。まずは給料表の月例給でございますけれどもこれは民間の毎月の給料額と比較するという事で民間企業との格差を解消するために初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を引き上げ、平均改定率が1.1%となります。初任級については高卒程度を1万2,000円の引き上げ、それとそれに関連して若年層を最高1万2,000円から高年層にかけて1,000円の引き上げというような改正となります。特別給、これはボーナスになりますけれどもこれも民間の年間のボーナスと特別給の支給割合を比較するという事で一般職の職員の場合で民間の特別給の支給割合4.49月と公務員の4.40月、期末と勤勉手当の合計との差が0.09月分の差異を解消するためボーナスの年間を0.1月分を引き上げるということでございます。引き上げ方につきましては本年度が4月に遡って引き上げるということでございますけれども、6月に実際ボーナスは支払っておりますので12月分を0.1月分引き上げるということでございます。来年度以降につきましては6月分、12月分をそれぞれ0.05月分引き上げるということで合わせて0.1月分の引き上げとなるものでございます。

それでは次のページをお願いいたします。2点目が甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正でございますけれども、これは給料表および期末手当の支給率に改正という風になります。下の方の米印をご覧いただきたいと思いますが、この条例の中で特定任期付職員というのが出てきますけれども、この特定任期付職員というのが特別な能力を持った職員を任期付で雇う場合というための規定でございまして、例としましては弁護士さんとか町立病院がある場合はドクターとか医師の方とかいう方を雇う場合でございます。本町については一応不在ということで今後も予定はありませんが規定は残しておくという事の改正でございます。これにつきましても給与表の改正、それとボーナ

スについてが0.1月分の引き上げという風になります。3番の施行期日につきましては第1条、第3条につきましては本年度分の引き上げということで12月に0.1月分あげるという改正でこれは4月1日から適用すると、来年度については第2条及び第4条ということで0.05月分を6月、12月を引き上げるというような改正の規定となります。説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この引き上げですけれども若年層とか高年層という風にありますけれども、だいたいどういった対象になるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 若年層というのが役場に入りたての若い職員の方、高年層というのが私たち課長クラス、そういった形で実際給与表については1級から6級までありますけれども、1級の1号級からずっと上がっていきますよね、号もですね。その若い番号の方が1万2,000円程度引き上がるということで高年層については5級6級の方が1,000円の引き上げというようなこととなります。よろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。今回の引き上げにつきましては人事院勧告を踏まえて支給率を改正する必要が生じたということですが、これは一般職になりますけれども会計年度任用職員については人事院の勧告はなかったのかどうかそういったところでお尋ねしたいということと、今井芹議員から質問があった点ですけれども、若年層が1万2,000円で高年層が1,000円ということで結構差があると思うんですけれどもそういったところは勧告があったのか、町独自で考えられた配分なのか、そういったところをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） まず最初の質問でございますけれども会計年度任用職員につきましても人事院勧告に基づきまして会計年度任用職員さんにつきましては来年度から給与を上げるということ考えております。それと若年層から高年層へ1万2,000円から1,000円の引き上げということでございますけれども、これも人事院勧告に合わせまして国家公務員と同様の表でうちも改正するというようなことでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。議案第44号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。ただいま担当課から説明がありました通り人事院の勧告を踏まえての給与の改定ということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第44号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第45号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第45号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月8日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、特別職の国家公務員の給与改定をふまえ、特別職の期末手当の支給率を改定するため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正文を読み上げますと長くなりますので別の説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務課長（北野 太君） ありがとうございます。それでは最後のページをお開きください。議案第45号の説明資料でございます。

まず改正理由については先程申し上げました通り、特別職の国家公務員の給与改定をふまえ、改定を行うものでございます。2番の改正内容については町長等の給料及び旅費に関する条例、それと甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の2つの条例の期末手当に関する規定の部分を改正するものでございます。内容につきましては町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員さん、全部を0.1月分のボーナスを上げるというようなことでございます。上げ方につきましては先ほどの職員と同様でございまして、本年度は4月まで遡りますけれども6月分は実際支給しておりますので12月期を0.1月分あげて1.475月分を支給するというところでございます。来年度以降につきましては6月、12月、それぞれ0.05月分引き上げまして0.425月分ということで、合わせまして2.85月分の支給という風になります。これにつきましても施行期日については1条及び3条については4月1日から適用、2条、4条については来年度の4月1日から施行するということになっております。簡単ですが説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。議案第45号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対の立場から発言いたします。まず一般職の給与の改善はまだまだ必要であると考えますが、今の段階での町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員の期末手当の引き上げについては近隣自治体の状況と比較しても特に低い水準ではないと考え、引き上げる必要はないという風に考えます。そうした理由においてこの条例案については反対です。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第45号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び

甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということでございます。執行部からの提案理由もございました通り、特別職の国家公務員の給与改定をふまえた条例の一部改正でございますので、何ら異議なく賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第45号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

投票漏れはありませんか。

表決漏れはございませんか。

表決漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

投票総数9票、賛成7票、反対2票。賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第46号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第46号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを次のように制定することとする。

令和5年12月8日提出、町長名です。

提案理由としましては、人事院勧告をふまえ任期付町費負担教職員の給与表を改定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

別表1を次のように改める。とありますけれども、次の次のページの新旧対照表がございますけれども、先程の提案理由の通り人事院勧告により給与表が改定されております。それをふまえて甲佐町の任期付町費負担教職員の給与表を改定するものでございます。左側が現行、右側が改正案となっております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この該当される町費負担の教職員の方は何名おられて、どこの学校におられますですか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 該当される教職員でございますけれども、現在は白旗小学校にいらっしゃっております。先般の議会の時にご説明しましたけれども、白旗小学校が複式学級になるということで、その複式学級を単式学級にということで1人甲佐小学校におられた職員の再任用職員を雇っているというようなことでございますので、一番下の表の再任用職員の給与表がこれに該当するということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） その方は令和6年とか7年とかもまだ在籍をされるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それも説明しておりますけれども、4年間限定ということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。議案第46号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、町の方では白旗小学校に特別におはかりいただきまして、教職員を任用されておるということでございます。

非常に感謝の気持ちでいっぱいでございます。また、今回は給与につきましては人事院勧告をふまえてされるということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第46号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第47号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 議案第47号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月8日提出、町長名でございます。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、その一部が令和6年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例（昭和30年甲佐町条例第50号）の一部を次のように改正する。以下、改正文がございますが、この内容につきましてはお配りさせていただいております説明資料の方でご説明してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（奥名雄吉君） ありがとうございます。それでは説明資料の方をお願いいたします。甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例要旨でございますが、今回の改正は国民健康保険被保険者の産前産後の期間における国民健康保険税の一部を減額するものとなります。内容といたしましてまず減額の対象となる国民健康保険税でございますが令和5年11月以後に出産または出産予定の被保険者、この出産被保険者の国民健康保険税の均等割額及び所得割額の一部が減額の対象でございます。

次に減額される国民健康保険税額は出産が属する月の前月から出産が属する月の翌々月相当分、例示といたしまして図の黒塗り部分、この4ヶ月相当部分でございます。また多胎妊娠の場合は出産が属する月の3月前から出産が属する月の翌々月相当分6ヶ月相当分の減額となります。ただし令和5年度に起きましてこの11月、12月にすでに出産された被保険者の場合でございますがこの場合、11月の出産の方の場合は令和6年の1ヶ月分だけ、12月の出産の場合は令和6年の1月と2月の2ヶ月分の相当分だけとなります。なお出産被保険者の世帯が軽減世帯に該当される場合はこの減額される均等割額といたしましては、それぞれ7割5割2割の減額がなされた後の金額について4ヶ月相当分ないし6ヶ月相当分を減額するといったものになります。これらのほか、出産被保険者にかかる国民健康保険税の減額の届け出について出産予定日の6ヶ月前から国民健康保険の世帯主が町長へ届け出するものとしまして施行期日といたしましては令和6年1月1日からとするものでございます。内容につきましてご説明以上の通りでございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 他の自治体のこの点の見たんですけれども出産被保険者にかかる所得割及び均等割の減免というのが、よその自治体、国のあれも免除という風に書いてあったと思うんですけれども、そこら付近が減額か免除なのかそれは私もよくわからなかったもので、そういった点説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 内容としては免除ではないかというご質問でございますが議案にございます通り議案の文面が減額といった言葉になっておりますので、私のご説明を減額とさせていただいております。内容といたしましては免除といったことで届出を頂いたところで審査をして減額するといったものですので、内容といたしましては免除といったことになるかと思っておりますので、他の自治体のホームページですとかそういったものでは免除といった言葉を使っておられるかと思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第47号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明にありました通り、出産さ

れる方の国民健康保険税の減額といった内容に変更されておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第47号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号の審議において佐野議員の質問に対する総務課長の答弁の訂正の申し出があっております。これを許します。

総務課長

○総務課長（北野 太君） それでは議案第44号の会計年度任用職員の給与等について人事院勧告に従っているのかというようなご質問で私が給与表のことだけお答えして来年度から適用しますという風に申し上げましたが、ボーナスにつきましてが会計年度の条例については一般職の職員の給与に関する条例の規定を引用しているというようなこととなりますので、会計年度任用職員さんは期末手当のみをボーナスで頂いてもらっておられますので0.05月分が今年度12月支給されるということで、今後補正予算の方にも出しておりますけれども、そういったことで回答を訂正させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第6 議案第48号 甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第48号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について。

次のように指定管理者の指定をするものでございます。

令和5年12月8日提出、町長名です。

1、公の施設の名称、甲佐町定住促進住宅サンコーポラス甲佐。

2、指定管理者候補者、熊本市中央区九品寺2丁目6番57号。熊本県公営住宅管理センター共同企業体代表企業株式会社コスギ不動産、代表取締役小杉周司。

3、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由については省略させていただきます。甲佐町定住促進住宅サンコーポラス甲佐の指定管理期間が令和6年3月31日までとなっております。その後の管理につきましても同様に指定管理者を指定してお願いするものでございます。指定管理者候補者につきましては熊本県公営住宅管理センター共同企業体で構成員は代表企業の株式会社コスギ不動産、日本管財株式会社、株式会社明和不動産管理の3社でございます。指定管理期間といたしましては令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。また今回の経緯につきましては甲佐町定住促進住宅の指定管理者募集要項によりまして令和5年9月1日から9月29日までの期間を設けまして募集を行い熊本県公営住宅管理センター共同企業体1社からの応募がございました。10月3日に第1次審査といたしまして書類審査を、10月16日に第2次審査で提案内容についてのプレゼンテーションを受け、この第2次審査において甲佐町指定管理者候補者選定委員会の委員によりまして審査を行い、その結果指定管理者として妥当であると判断し指定管理者候補者として今回ご提案するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。このサンコーポラスの入居の状況というのをお聞かせ願えませんか。どのような入居状況になっているか、よければ過去3年ぐらい。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 過去3年間の入居状況についてご説明します。サンコーポラス甲佐は60戸ございまして令和3年度の3月31日現在での入居が48戸、空き戸数が12戸、令和4年度3月31日で入居者数が48戸、空き戸数が12戸、令和5年度現在でも入居者数が46戸で空戸数が14戸となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） この12戸、ずっと変わっていないということですね。そういうことを踏まえて今回色々町からの提案とかかれて、この辺が一番大事なことなんですけれどももされていると思うんですけれども、それに対してどういうことを申し入れされたのかそれがどうだったのか。そこをお聞かせ願えますか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 現在も同じ指定管理者に指定を頼んでおりますので随時、月次の報告会を開催しております。その中でも空室についてどう今後満杯にしていくかという議論をして原因とかそういったものを話しております。その中で建物がサンコーポラスについては古いそれと地震時には満杯になったんですけれども、再建とか熊本市方面へ行かれる方が多いということで空室になる現象、それと入居時に敷金とかなんか3ヶ月分入

居敷金を払うのが苦痛というかその辺が熊本市とか普通の民間の場合は現在敷金は0のところが多いそうです。うちの場合3ヶ月取っておりますのでその辺で辞退される方が多いように協議をして伺っております。そういったやつも今後どうやって改善していこうかというのは現在、指定管理者と検討を重ねて何とかその辺の改善を図っていききたいと担当課の方では考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今のお話を聞きますと12戸ほどが空いているということでございます。これは定住促進、人口増対策、定住促進については森田議員も一般質問でされましたけれども町長も人口増についてはいろいろお考えと思いますけれども、こういったいい物件12戸、特に学校の近くでもあります甲佐小学校、そういった利便性については非常にいい場所でございますので、これをそのまま12戸空けるとするのは非常に町としてももったいないんじゃないかと思えますけれども、この辺については積極的に何らかのアクションを起こして公募されていたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの件でございますけれども現在空き部屋が令和5年度におきましては14部屋空いているということでございます。これにつきましては私の方も定住促進の方には力を入れていきたいという風に申しておりますので積極的にそういった埋まるような取り組みというものは行っていきたいと思っております。合わせましてこれは先般から申しておりますけれども職員提案、若い方々からの職員提案を100以上いただいたという中で若い職員からの提案でサンコープラスの空き部屋については私がマニフェストで掲げておりますスポーツ団体等の合宿の受け入れ先の確保、そういった点にも利活用できないかというような提案もいただいておりますので、これにつきましては今後先日申しましたようにプロジェクトチームを作ってそのあたりの可能性について、いろいろそういった宿泊施設になった場合、旅館業法とかいろんな法律が絡んでくると思っておりますので、そういった部分でできるのかできないか、そういったのを若い職員の方々に勉強していただきたいという風に思っております、その件については検討するように指示をしているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ずっと平均して12,3戸、14戸という風に空きがあるみたいなんですけれどもあそこはエレベーターがなかったというふうに思うんですけれども、だいたい一番上がずっと空いている、何階ですかね。5階がずっと空いているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった点ではやっぱり方策というのがあるんだと思うんですけれども、そこら付近は何か検討されたことはないんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 現在14戸空いておりますそのうち高層階、4階5階がそのうちの8戸を占めております。また新たに入居される方はやっぱり低層階の1階2階を希望されているのが現状でございます。エレベーターの設置につきましては以前検討もしま

したけれども、作りが全部別棟で階段がございますので横の道がございますので、エレベーターをつけてもワンフロアしかクリアできないということで横の道というかそこをつなげなければエレベーターをつける意味がないということで、かなり高額になります。そこはエレベーターをつけることはまだ費用対効果からまだつけない方向で考えておりますけれども、あと高層階につきましては今指定管理とか話している課内での話では家賃の減額等も考えていったらどうかということは考えてはいますけれども、今後検討をしていく余地があると考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第48号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定についてでございますけれどもこれまでの当該の指定管理者、この方の管理実績とそれと今回の公募の内容等も踏まえまして指定することについては何ら異議なく賛成させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第48号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第49号「甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号、甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について。

次のように指定管理者の指定をするものでございます。

令和5年12月8日提出、町長名です。

1、 公の施設の名称、甲佐町子育て支援住宅ヴェルデ甲佐。

2、 指定管理候補者、熊本市中央区九品寺2丁目6番57号。熊本県公営住宅管理センター共同企業体、代表企業株式会社コスギ不動産、代表取締役小杉周司。

3、 指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由については省略させていただきます。この甲佐町子育て支援住宅ヴェルデ甲佐の指定管理期間が令和6年3月31日までとなっております。その後の間につきましても同様に指定管理者を指定して管理をお願いするものでございます。今回の指定管理者候補者につきましては熊本県公営住宅管理センター共同企業体で構成員は代表企業の株式会社コスギ不動産、日本管財株式会社、株式会社明和不動産管理の3社でございます。指定管理期間といたしましては令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

また今回の経緯につきましては甲佐町子育て支援住宅の指定管理者募集要項によりまして令和5年9月1日から9月29日までの期間を設けまして募集を行い。熊本県公営住宅管理センター共同企業体1社からの応募がございました。10月3日に第1次審査を書類で行い、10月16日に第2次審査で提案内容についてのプレゼンテーションを受け、この2次審査において甲佐町指定管理者候補者選定委員会の委員によりまして審査を行い、その結果指定管理者として妥当であると判断し指定管理候補者としてご提案するものでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。この子育て支援住宅についてはまだ1戸部屋が空いていたと思いますが、それが埋まる、埋まらないというのに対して先ほどみたいな敷金3ヶ月とかそういうものがあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 現在の空室につきましては現在では4戸の空きがございます。12月に入っているいろんな事情で出られた方がおりますので現在は4戸あります。敷金につきましては基本家賃6万4,000円の2ヶ月分の12万8,000円が敷金として2ヶ月分収めるようになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今4戸もあるというのを聞いてびっくりしたんですが、何か原因とか今後集める予定なんかをすとかそういうところはありますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） この原因につきましては一度子育て支援住宅に入居されまして甲佐町に家を建てられて再建されたという方もいらっしゃいますし、そういった方々がたまたま何件か重なって現在4戸になっております。今後そこまで早く埋まるように私た

ちも頑張っって周知等をして埋めていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。以前の議会の中でこの子育て支援住宅の中では債権の残っているが出て行かれてそれに対して弁護士料かなんかを予算化してあったような記憶もありますけれども、それについては現在の状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 現在、債権を残したまま退去された方につきましては訴訟を起こしましてやっておりますけれども、現在行方の方が不明でありましてご親族さんあたりともお話をしておりますけれども、なかなか回収までには至ってないという現状でございます。まだ時効の到来も来ておりませんので、それまでには頑張っってなんとか少しでも回収できるようにやっしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ではその1件だけの案件と認識してよろしいですね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 子育て支援住宅については1件です。サンコーポラス住宅にも1件いらっしゃいます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。ただいま課長の説明が4戸空いているということでございましたけれども、ホームページを見ますと一度夏に4戸募集されておりますよね。要はそれが埋まってまた別に4戸空きがあっっているのか、その4戸募集した時に募集ができていないのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 夏過ぎから4戸募集しまして何件かの入居相談はございました。子育て支援住宅は所得制限、月額15万8,000円以上所得がないと入れないという状況等もありますので、相談をして入居させるんですけれどもそこに至っていない方が何件かいらっしゃったということと、それから募集からこれまで現状としては変わっていないような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういうことで夏からの募集が4つ埋まっていないという状況だと思うんですけれども先ほどのサンコーポラスの件もそうですけれども、町長にお考えいただきたいと思いますが敷金の2ヶ月とか3ヶ月、多分退去する時に差し引きでお返しにはなるかと思っておりますけれども今後も3ヶ月2ヶ月とかじゃなくて5万とか10万とか金額を減額等も考えてその辺の緩和をしていただいっって入っっていただくような考えをまた検討されってください。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 今指定管理者の業者の方と敷金については保険制度もござい
ますのでとりあえず保険制度を利用して入居申し込みをやりやすくするなど検討を行っ
ているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） サンコーポラスの方が入居者が随分部屋が空いているし、また
子育て住宅についてもなかなか希望者が埋まらないというようなところで、やはり家賃と
の関係とか敷金・礼金とかそういった問題が一方ではあるんだらうと思うんですよね。要
するに子育て中はやはりそんな高額じゃないですよ、子育て世帯の所得は。御船の玉虫
団地というのがあるんですけれども、そこは結構部屋も多くて非常に家賃が少ないわけ
ですよ。サンコーポラスについても非常に老朽化してというのであれば、なかなか埋まら
ないというのであればここら付近の家賃の見直しというのも子育て世帯が入りやすいよ
うな一方低所得者の世帯が入りやすいような、もう少し敷金とか礼金とか家賃とかとい
うのを再検討していただきたいと思うんですけれども、そこら付近はどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 今井芹議員の方から玉虫団地との比較がされましたけれども、
玉虫団地につきましては他町のことですけれども町営住宅ですので家賃が抑えられており
ます。そこはうちの方も町営住宅の方は家賃設定が同じ住宅法の中で定められておりま
すので、一緒の計算方法になっておりますので。子育て支援住宅ヴェルデ甲佐と定住促進住
宅につきましては住宅法の公営住宅ではございませんので、家賃設定は別途考えてはいき
ますけれども家賃計算の方法が違うということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。議案第49号、甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定につ
いてでございますけれども先ほど来、多くの議員さん方からの意見が出ております。そう
いう意見をしっかり反映していただきたいという希望を持ちまして本案に対しまして賛成
をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第49号「甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について」を採決いた
します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 町道の路線廃止及び認定について

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第50号「町道の路線廃止及び認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号、町道の路線廃止及び認定について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止し、及び認定するものでございます。

令和5年12月8日提出、町長名でございます。

路線廃止、路線名、白旗、吉田線。

起点から終点、甲佐町大字白旗字古閑2252番地先から甲佐町大字吉田字吉田第三489番地先。

重要な経過地は、ございません。

認定する路線、路線名、白旗、吉田線。

起点から終点、甲佐町大字白旗字前畑2283番1地先から甲佐町大字吉田字吉田第三489番地先。

重要な経過地は、ございません。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページに路線図を添付しておりますので、路線図にて説明をさせていただきます。

今回の町道白旗、吉田線の廃止・認定につきましては県道嘉島甲佐線田口橋平面交差点の完成に伴い、起点の変更をする必要がありましたので全線を廃止し、新たに認定するものでございます。廃止する路線は青色の線で示しております。拡大図の方で旧田口橋から甲佐方面へ下りる道路がございましたがそのおりた接続点が町道の起点でございました。現在は県道平面交差線の完成に伴い県道嘉島甲佐線となっております。新たに認定をする路線につきましては赤色の線で示しております。起点を田口橋の手前の堤防から新たに取り付け道路を設置し旧白旗簡易郵便局があったところの町道古閑八丁線に接続して起点を変更するものでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第50号、町道の路線廃止及び認定についてであります。先ほど担当課長の方から説明がありました通り県道の改良工事に伴いますところによる町道の今回の議案だろうと思っておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第50号「町道の路線廃止及び認定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号「町道の路線廃止及び認定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第51号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第51号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第51号についてご説明申し上げます。

議案第51号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,265万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,896万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の追加及び変更は「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月8日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款10、地方特例交付金に68万8,000円を追加し、1,068万9,000円としております。1の地方特例交付金です。

款13、分担金及び負担金から436万1,000円を減額し、4,399万円としております。1の負担金です。

款15、国庫支出金から6,729万8,000円を減額し、15億9,249万5,000円としております。2の国庫補助金です。

款16、県支出金に309万9,000円を追加し、6億988万7,000円としております。2の県補助金、3の委託金です。

款19、繰入金に3,665万1,000円を追加し、10億2,758万7,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入から163万3,000円を減額し、4,816万8,000円としております。3の貸付金元利収入から5の雑入までです。

款22、町債から4,980万円を減額し、8億5,080万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額101億7,161万7,000円から8,265万4,000円を減額し、100億8,896万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費に41万8,000円を追加し、7,374万7,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に2,017万円を追加し、22億4,217万1,000円としております。1の総務管理費から4の選挙費までです。

款3、民生費に1億2,995万5,000円を追加し、21億4,084万5,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費から580万6,000円を減額し、5億9,280万5,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費に423万9,000円を追加し、3億4,222万1,000円としております。
1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費から1,490万4,000円を減額し、13億8,272万6,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費から2億1,676万1,000円を減額し、6億6,832万7,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋りょう費、4の住宅費です。

款9、教育費に192万3,000円を追加し、5億3,598万5,000円としております。2の小
学校費から次のページにわたって5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費は財源内訳変更のため、0円となっております。

款11、公債費から188万8,000円を減額し、11億4,492万5,000円としております。1の
公債費です。

補正前の額、歳出合計101億7,161万7,000円から8,265万4,000円を減額し、100億8,896
万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。説明は款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2、総務費、1 総務管理費、空き家利活用促進事業150万円。7 土木費、2 道路橋りょう
費、道路新設改良事業3億8,125万円。8 消防費、1 消防費、浸水対策事業8,445万
8,000円。10、災害復旧費、2 公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1億
850万円。同じく、3 文教災害復旧費、総合運動公園災害復旧事業、4億3,100万円。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。

説明は事項、期間、限度額の順で読み上げます。

議会会議録筆耕翻訳料、令和6年度83万7,000円。指定金融機関業務委託料、令和6年
度308万円。口座振替データ伝送委託料、令和6年度59万4,000円。支払データ伝送手数料、
令和6年度6万6,000円。口座振替データ伝送サービス利用料、令和6年度6万6,000円。
広報こうさ印刷製本費、令和6年度266万2,000円。公共交通運行業務委託料、令和6年度
990万円。コピー用紙A4購入費、令和6年度300万円。庁舎等燃料費、令和6年度880万円。
庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理委託料、令和6年度738万1,000円。庁舎等の植栽
樹木維持管理業務委託料、令和6年度290万円。固定資産課税土地評価業務委託料、令和
6年度から令和8年度まで1,878万3,000円。放課後児童健全育成事業委託料くるみクラブ、
令和6年度468万9,000円。放課後児童健全育成事業委託料ゆうぐれハウス、令和6年度
567万3,000円。子育て短期支援事業委託料、令和6年度10万1,000円。ファミリーサポー
トセンター事業委託料、令和6年度108万円。地域子育て支援センター事業委託料、令和
6年度206万円。

次のページをお願いいたします。

ふるさと納税ポータルサイト利用手数料、令和6年度1億8,150万円。ふるさと納税決
済システム利用手数料、令和6年度599万5,000円。ふるさと納税ワンストップオンライン

申請システム利用手数料、令和6年度217万1,000円。情報通信技術ICT支援業務委託料、令和6年度から令和10年度まで2,244万円。学校給食費口座振替データ伝送業務委託料、令和6年度30万円。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の追加です。

起債の目的、公共事業等債、限度額3,590万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、年5%以内。ただし利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰上げ償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

2の変更です。

起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。

過疎対策事業債から1億3,780万円を減額し、3億9,110万円としております。

災害復旧事業債に5,210万円を追加し、2億7,090万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ただいま議案第51号の提出者からの説明が終わったところですが、昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から会議を再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後13時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号について午前中、執行部からの説明が終了しております。これより議案第51号の質疑を行います。まず最初に歳出について質疑をお願いいたします。16ページ款1、議会費から21ページ款4、衛生費までです。16ページ款1、議会費から21ページ款4、衛生費までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの19ページですね。民生費の中の節18の負担金・補助金ですかね。説明欄に物価高騰対応重点支援給付金とございます。金額的にも1億1,200万円とかちょっと大きい数字でございますので事業の詳細、それと支援給付金の対象者、合わせて年内支給の実施ができるのかという点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 物価高騰対応重点支援給付金についてお答えいたします。事業の内容としましては今年の11月2日に物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き

続き支援するために重点支援地方交付金を追加することが閣議決定されまして、特に家計の影響が大きい低所得者、住民税非課税世帯等に対しまして1世帯あたり7万円を追加でプッシュ型で支給する事業となっております。対象者につきましては町として見込んでおります対象者が住民税非課税世帯、基準日が12月1日となっておりますけれども住民税非課税世帯が約1,600世帯、予期せず今年の11月以降に家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる家計急変の世帯というところで10世帯を見込んでおります。合計の1,610世帯分の給付金になります。給付につきましてはこの予算が12月補正が可決されましたならば、その後にシステム開通を行い、できるだけ早く対象者の方へ通知をお出ししたいと考えております。通知につきましては12月下旬から1月上旬ごろにかけて通知をお出しし1月中旬から下旬頃には振込ができるならばという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。17ページの総務管理費の中の防犯灯設置工事ということで662万2,000円減額となっておりますが、防犯灯については整備計画等があると思いますが、計画通り進んでいるのかということと、もし計画通り進んでないのであればどこが進んでないかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進係長。

○暮らし安全推進係長（佐藤大治君） ご質問としまして防犯灯の設置事業の進捗状況ということでございますが町の方は防犯灯の整備方針というのを令和2年度に作成しております、それに基づいて現在行っております。令和5年度、今年度につきましては予定しておりました国土交通省所管の社会福祉整備総合交付金の方が補助金として予定しておったんですが、防犯灯設置分の方がこの事業が交付されませんでしたので今回全額落とさせていただいているところです。来年度につきましてもこの方針に則ったところで設置を進めていきたいと思っております。整備率につきましてですが現在649基設置しております目標としまして679基を予定しておりますので、整備率としましては95.5%となっております。先ほど申し上げた補助金の名称を。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後13時6分

再開 午後13時8分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暮らし安全推進係長。

○暮らし安全推進係長（佐藤大治君） すみません、先ほど発言したこと若干訂正させていただきます。先ほど申し上げた国土交通省所管の補助事業につきましては社会資本整備総合交付金という事業になっておりまして、こちらの方配分されなかったのではなくて甲

佐町の方の要望に対して50%程度の配分がなされております。しかしこちらの事業が国土交通省所管の事業で道路工事との兼ね合いもありまして、今回防犯灯の設置については見送らせていただいております。来年度以降もこの事業を活用して推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 19ページですけれども扶助費で養護老人ホームの入所措置費8,600万円が支出されておりますけれども、これはまた新たに入所者が増えたのか、全体の措置費というのは当初予算が今はっきり覚えていないもんですから全体としてどれくらいになるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 養護老人ホームの入所者についてお答えいたします。当初予算で見込んでおりましたのが令和5年の3月末の入所者ということで40名の入所者を見込んでおりました。9月末現在の入所者が43名になっておりまして全体的に年の途中で退所者入所者の増減はあるんですけれども、全体的としては入所者数が増えている関係で今回補正をさせていただきました。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。21ページの3の環境衛生費の中の委託費と工事請負費ですが宮内地区の飲料水供給施設の給水管切り替え工事の設計委託料が79万5,000円増額、それから切り替えの工事につきましては減額の364万6,000円となっておりますけれども、これはどういった理由でこういう風な数字になったのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お答えします。まず委託料の増額ですけれどもこちらが県営中山間整備事業で行なっております西原地区の水道雑用水の事業でありましてそれに伴う給水管の工事の事業になります。その委託料につきましては本館工事の箇所範囲と給水管工事の箇所範囲、これが確定していなかったところがありまして給水管の測量設計の場所の費用がはッキリ出てなかったところがありまして今回確定したことにより金額を増額にしております。工事費の減額につきましては県営事業の進捗状況に合わせて給水工事を行うこととしておりましたけれども、現在遅れ気味であるということで令和6年度に給水管工事を改めて実施していこうというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。ただいまのことですけれども今課長の答弁の中に範囲の確定がされていなかったのってというのが入ってございましたけれども、当初は見込みでされていたのですか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 当初は全体で20個の給水施設の切り替え工事があるんです

けれども、当初はその部分、本管から給水管までの家の距離を一番最短でとっていたというところで本管からの家までの取り出しの最短の延長でとった、本管工事というのが家が2戸以上あった場合に本管として整備される場所があつて今回1戸だけしかないところが何箇所かあつたのでその延長分が伸びて、その測量設計分の費用がかかってくるということで費用が上がつたというところで範囲が増えたというところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に22ページ款5、農林水産業費から27ページ款11、公債費までです。22ページ款5、農林水産業費から27ページ款11、公債費までです。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。22ページの鳥獣防止等云々と書いてあるけれどもこれは鹿かイノシシかその辺の有害鳥獣のことだと思うけど、昨今の鳥獣の捕獲、有害鳥獣を駆除された数とかその辺をお聞かせ願いますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは有害鳥獣の近年での捕獲頭数についてまずお答えいたします。昨年度でございますけれども昨年度が令和4年度イノシシが294頭、鹿が85頭、猿が1頭、カラスが28羽、それと令和3年度でございます。イノシシが141頭、鹿が40頭、猿は0、カラスが13、それと令和2年度これがイノシシが207頭、鹿が33頭、猿が0、カラスが19、そして令和5年度今のところ見込んである想定している数値でございますけれどもイノシシが240、鹿が160それと猿が5、カラスが40ということで鹿が昨年85頭でしたので88%程度の増となっております、鹿の捕獲頭数がかかなり増えているというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） それに伴う補正だと思っております。関連でお聞きしますけれども私の地元でも非常に鹿が多くなっております。鹿が多くなって作物を色々害が出るというのは分かるんですけども、地元としてどういうことができるかということを考えた時にやはり耕作放棄地が一番住処となっているということでそれを何とかしなくちゃいけないというところがありますので、区役等でできる部分については一生懸命やっております。ただどうしても耕作放棄地につきましても山林化しているんですね。大きな木ができていてとか、そういう問題があり農業委員会さん等で耕作放棄地調査されているのでデータとしてはお持ちだと思います。そういうところをどうするのかとか、それとまた地元以外の耕作者が居られる。他の地域の方だからなかなかその辺のことが伝わらない、区長さんたちが伝えるのもいいんですけどもその辺に対してやはりもう少し行政として何かすべきことはないんだろうかなと思いはあるんですけども、その辺に対して担当課としてどうお考えなのかをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。おっしゃいます通り耕作放棄地

というのが近年問題となって参っております。耕作放棄地が増えるということは勿論農業の生産効率も下がりますし議員おっしゃいます通り有害鳥獣の住処となる。そこを起点として被害が広がっていくというのも十分認識しております。その耕作放棄地、特に以前から井上先生に来ていただいてセミナーの方も何回か開催しております。その中でもひそみ場、いわゆる耕作放棄地等の雑草が生い茂った雑木が生えているようなところについて、そこを改善していく、そうすれば緩衝台となって鹿とかイノシシがなかなかそこから先に出て来れなくなると、そういう風な実践的なデータもございます。担当課といたしましてもそこはかなり重要と考えておりますのでその改善に向けた取り組みというところを今課内の方で検討しているところでございます。議員おっしゃったところも踏まえたところでこの件につきましては事業化していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 担当課の方ではそういう方にやっていただくということで、もう一つ、これは建設課の所管だと思いますけれども緑川の河川敷、課長地元だからお分かりだと思いますが高速の上あたりの要するに我々が地元ではナガバネというところご存知だと思うんですけども、そこもうっそうと竹林になっています。あそこに住みついているとか、そういうこともありますので、建設課としてその辺も対応していただけんかなという思いですけども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 緑川の河川敷河川内につきましてもそういった樹木の繁茂している箇所も先日熊本河川工事事務所の方に町長と出向きまして要望活動の中でそういったところも随時やっていただくような要望は行っておりますが、国の方の予算の関係もございまして順次やってもらっているというのが現状でございます。またそういった話す場所があればそういったことも国の方にもお伝えしたいと考えております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今のところ農業振興のところに関連で質問させていただきます。以前糸田地区のいわゆる耕地整理をするということで予算立てがされておりました。その後どういった状況で進行しているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは糸田地区で今計画しておりますほ場整備についてお話しさせていただきます。今現在糸田地区の方で推進委員会、検討委員会の方を立ち上げてましてそこで今進めているような状況でございます。ただこの事業、塔の木から下糸田まで50何長という大きい面積でございます。そこについては様々な相続がまだできていないような土地というのがかなりあります。そこについて今地元の方でいろいろお話をされてだんだん解消に向けて進んでいるというような状況でございます。今そこについての相続調査であったりとかそこについては予算化しておりますけれども、その後営農計画という

のを作らなければなりません。ただそれを作る前の段階で相続が全然できないところはほ場整備の区域から外すとかそういうのが必要になって、ほ場整備のエリアを確定する作業というのがまだできないような状況となっております。県の方もこのほ場整備についての計画の策定について発注されております。ただその状況として全体的に相続登記がいくつか残っているということで今繰越をされているという状況です。町の方につきましても今年度営農計画の委託料を計上しておりますけれども、それについても3月の補正で減額してまた新年度で組み直すというところで1年間今ずれているような状況です。事業の採択についても最短で令和7年度というところで今考えておりましたけれども、それについても現在のところ難しいのではないかとこのうふうには考えております。ただ地元の人達での打ち合わせ等に関して熱はかなり強いものを感じますので、このまま町としても進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 過去の話でも過去にもチャレンジされておったという風に思っておりますのでしっかり担当課として頑張っていただきたいというふうには思いますし、1つだけ私の方から提案させていただきます。緑川には右岸と左岸がありますからね。分かりますか、言っている意味が、建設課長もそのところはよく理解して右岸と左岸両方ありますから公平にやっていただくように重ねてお願いをします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番鳴瀬です。同じくページ22ページの農林水産業費の農業振興費の中の説明の欄で地域特産物の産地作り支援事業の補助金と151万6,000円ございます。補正の中でできたということでございますので補助金の内容とその対象者は誰かについてお伝えをいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは地域特産物産地作り支援事業補助金についてお答えいたします。これにつきましては今回補正で提案させていただいております。対象としましては現在山椒を作られております宮内山椒生産組合、今回の補助の内容としましては機械の補助になります。対象作物といたしましては聞きなじみがないんですけれども防已という漢方薬、いわゆる寒根葛に似たようなカズラ的一种でございます。これを乾燥させましてそれを生薬として使うということでその裁断をする、いわゆるカッターですね。カッターについてかなり硬いというところで通常のハサミとかではなかなか難しいというところで、これに対して県の方の補助を利用して入れたいということで補助率に関しましては3分の1ということになっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。23ページの観光費の中で観光案内看板設置工事費1,500万の減額をされてますが、これは先送りになるんですか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） お答えいたします。これにつきましても先ほどくらし安全推進係長が言いましたように社交金をあてておりますので、その配分が低かったために次年度に先送りになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。26ページの教育費の中で委託料で古文書殺虫の業務委託料とありますが、これについてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 説明させていただきます。こちらにつきましては4年度当初に麻生原キンモクセイの方にシロアリが確認されましたことによりまして緊急に処理をする必要がございましたので、既存の予算の方から支出を先にさせていただいたところでございます。当初予定をしておりました古文書につきます害虫の卵の殺虫を行う委託料に不足が生じるため今回の補正にあげさせていただいたところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページ24ページの小学校費で小学校管理費の中で説明欄の中で教職員の期末手当が減額されておりますけれども、先ほど議案の46号で私質問いたしましたけれども、この予算書を見て先ほど質問したところだったんです。というのは減額で期末手当が26万8,000円減額されております。これを見たところで今来られている方がお辞めになるのか、それとも何かあったのかということできき46号については質問したところだったんです。そういった答えとしては白旗小学校に勤務されておられて4年間の契約で来られているということを回答いただきました。そうであれば減額の内容については少し金額も大きいのでここで尋ねたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 先ほどの鳴瀬議員の質問に関連するところがございます。これにつきましては当初どなたが教職員に来られるかわからなかったということで先ほど説明した再任用職員じゃない欄で計上しておりました。ところが公募した際に再任用職員になりましたので先ほど給料表にもありましたように低くなっております。それに合わせて期末手当も低くなっておりますのでこういった減額が発生したということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番。26ページの教育費の中のグランドゴルフ場の管理費ですけれども今回委託料で110万、安津橋健康広場の管理棟の業務委託料が計上されておりますけれども、この内容について教えてください。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えいたします。グランドゴルフ場につきましては今年度令和5年度から町直営の管理を行っているところでございます。それに伴いまして受付業務やコースの草刈りなどの業務を委託をしているところでございます。その委託料の1月から3月分に不足を生じるため今回計上させていただいたものになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 今草刈り業務の不足が生じるような傾向があるというようなことでしたけれども、何回か草刈りの要望も確かに地域の方からもあっていると思うんですけども年に何回程度、実際に当初予算に計上される時も考えてされているのかをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 何回という計上の仕方ではなくてコースの草刈りだったり周辺整備というところでは適宜状態を見ながら草刈り等の管理を行っているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） グランドゴルフ場のコース内の草刈りについても結構伸びている時期とか見苦しいなと思うようなところが今まで何回かあって、ご意見としては言ったつもりではあるんですけども、それと団地との境の方ですね。あそこが団地の方たちがあそこの水路が通っていてそこから草がどんどん生えてきて水路も埋まってしまうようなところもあったりとか、寒根葛が家の方に入ってきたりとか、それとコースについてはコース内のプレーをするゴルフコース、あそこのところだけは綺麗にしてある時があるんですけども、その周りは伸びっぱなしというところもかなり自分でも確認はしております。そういう点を踏まえて今回こういう補正をされておりますけれども補正を踏まえたところで今後どういった形できちんとやっっていこうと思われているのかを関連でお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） ご指摘を受けました管理棟の周りの草、確かにそういったご意見も頂いているところでございます。今後につきましてはグランドゴルフ場に関して総合運動公園と一体的に管理をしておりますのでそちらの方にも環境整備等している職員もいます。そちらと合わせまして全体的に当然担当課の方からも見回り等もいたしまして不具合なところについては計画的に整備をしていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの26ページ教育費の中の4番の学校給食共同調理場の管理費、この中で冷凍庫が53万9,000円上がっておりますけれども、これについて

は 使用年数の経過による更新なのか、もしくは新規の増設なのか、今あるのが壊れたのか分かりませんが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 今あるのが壊れたということで備品を購入しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それについては何年間使用されたものでしょうか。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員、もう今4回目です。全体がありますので、最後にお願いいたします。

○3番（鳴瀬美善君） 分かりました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いいたします。歳入全部です。12ページから15ページです。歳入全部です。12ページから15ページです。ありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。先ほどの冷凍庫、これは何年使われましたか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 建てた時から購入しておりますので約14年となっております。

○議長（宮本修治君） 本予算全部です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ8ページのふるさと納税のポータルサイト利用手数料についてお尋ねいたします。手数料の仕組みがどうなっているのかであります。ホームページには10の業者が載せられております。この全てと取引があっているかと思うんですけども、各社ごとの取引の割合がどうなっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） お答えいたします。10社それぞれがよろしいでしょうか。少々お待ちください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後13時37分

再開 午後13時38分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ポータルサイトの利用率ということでお待たせして申し訳ございませんでした。今年度でよろしいですか。令和4年度がよろしいですか。では4年度で説明をさせていただきます。順番前後して申し訳ございませんが、チョイスが1万539件の1億3,139万9,000円で率としましては9.5%、楽天ふるさと納税が件数でいきますと1万6,183件の金額でいきますと1億8,292万5,500円、率でいきますと13.2%、セゾンふるさと納税が6,229件の7,399万7,500円、率でいきますと5.3%、ANAふるさと納税が774件の1,047万7,000円で0.75%、auふるさと納税が4,310件の4,618万4,500円で率が3.33%、ふるさと本舗1,811件の2,424万4,000円で1.75%、ふるなびが8,024件の9,366万3,000円で6.75%、ふるさと百選が4,352件の5,061万2,000円、率が3.65%、ふるさとプレミアムが457件の1,022万4,000円で0.74%、さとふるが6万5,989件の7億5,362万7,000円で54.3%、またポータルサイトを經由してない部分、直接振込をされた部分がありますが、その件数が132件の1,057万500円、率が0.8%、先ほど言いましたふるさと百選、ふるさとプレミアム、さとふるについては年度途中からの導入という形になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 13ページですけれども農地利用最適化交付金、それから農地利用効率化等支援交付金ですけれども、これについての交付人数と言いますか、団体と言いますか、それについてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 13ページ農地利用効率化等支援交付金、この内容ということでございますけれども、これは本年度補正予算で計上をした部分で農業用のハウスについての購入費補助ということになっております。これについては1名でございます。その上の農地利用最適化交付金、これに関しましては農業委員会委員それと農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化のための活動をした時に対してその実績に応じて配分される交付金でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 森田です。全体的になんですけれども社交金の方がやはり今現在50%程度くらいしか配分されないというような状況をふまえて事業をやるのも先送りになるということですが、先送りにしたやつがまた来年度ということになると、来年度計画したやつがまた再来年度になるというような財政的に非常に厳しいような感じもするんですけれども、その辺のところというのは見据えたところでもよろしいんですけれども、何か情動的なものというのはまだまだ全然わからないと思うんですけれども、整備計画とか色々公表されている中かなりの影響があると思うんですけれども、財政的に考え方と言いますか、事業を縮小するのか拡大するのか先送りにするのかっていうのがかなり迫ってきてるんじゃないかなというような思いがありますので、そこら辺のところを少しお聞かせいただければと思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時43分

再開 午後 1 時44分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） ただいまのご質問の件につきましては道路それと防犯灯それと観光案内看板等、毎年いろんな形で社交金を活用してやろうということで町の方では予算をつけておりますけれども、60%とか50%とかというようなことの配分でできないというような状況もありますので、財政的に見て今後また他の事業とか補助金を活用できるのか色々検討しながら当初防犯灯やら観光案内看板等を実現できるようにやっていきたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第51号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」ですけれども、今回の補正では国の経済対策である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額による各種事業予算の追加、あるいは新規事業である相乗りタクシーに関する予算の増設など町民にとっては喫緊の課題に対するものでありますので本予算の成立について、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第51号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第10、議案第52号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第52号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1,283万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為、第2条。地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によるものとします。

令和5年12月8日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款4、県支出金に3,000円を追加し、11億1,225万3,000円としております。項1、県補助金です。

款7、繰入金に20万7,000円を追加し、1億5,887万7,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額15億1,262万円に21万円を追加し、15億1,283万円としております。次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費に20万7,000円を追加し、3,484万5,000円としております。項1、総務管理費及び項2、徴税费です。

款5、保健事業費に3,000円を追加し、1,969万3,000円としております。項2、特定健康診査等事業費です。

歳出合計、補正前の額15億1,262万円に21万円を追加し、15億1,283万円としております。

次のページをお願いします。第2表、債務負担行為です。

事項、被保険者資格情報等管理業務委託料、期間令和6年度、限度額31万7,000円です。今回の補正でございますが、歳出では職員及び会計年度任用職員の諸手当の増額、歳入では諸手当の増額に伴う一般会計繰入金の増額が主なものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9ページですけれども保健指導事業費で会計任用職員の手当が3,000円追加をされているんですけれども、この保健指導ということで何名の方がこの業務にあたっておられるのか、資格がある人が必要なのか、どういった方が指導にあっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 特定保健指導事業でございますが、特定検診の結果に基づきまして動機付け支援というのと、積極的支援というのに分類しまして指導を行っていくというものでございます。指導を行っておりますのは健康推進課の保健師が3名、管理栄養士が1名、それと国保会計で雇っています看護師を1名健康推進課に配置して指導にあたっております。この他、一部を民間事業者に委託しております事業者の保健師と管理栄養士も指導にあたっているという状況です。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第52号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、ただいま課長の説明にありました通り、歳入歳出それぞれ21万円の増額補正ではございますが、主なものが職員給料の増に伴い、一般会計からの繰入金となっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第52号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時5分から再開いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第53号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第53号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第53号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7,378万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為、第2条。地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によります。

令和5年12月8日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款5、国庫支出金に66万円を追加し、4億3,079万7,000円としております。項2の国庫補助金です。

款8、繰入金に74万円を追加し、2億8,304万7,000円としております。項1の一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額16億7,238万円に140万円を追加し、16億7,378万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に140万円を追加し、3,970万5,000円としております。項1の総務管理費から項3の運営協議会費です。

歳出合計、補正前の額、16億7,238万円に140万円を追加し、16億7,378万円としております。

次のページをお願いいたします。第2表、債務負担行為です。

事項、期間、限度額の順で説明させていただきます。

地域包括支援システム賃借料、令和6年度から令和10年度まで、612万9,000円。地域包括支援システム保守委託料、令和6年度から令和10年度まで、191万4,000円です。

今回の補正の主なものは、介護保険制度改正に伴うシステム改修費、それに伴う一般

会計繰入金等の増額補正になります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9ページですけれども介護保険システム改修事業委託料ということで介護保険制度はまた来年度9期ですのでまた改修しなくちゃいけないところも沢山出てくるんだと思うんですけれども、今回のシステム改修についてはどんな点について改修がなされるのかその点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護保険制度改正に伴うシステム改修についてお答えします。今回のシステム改修につきましては、報酬改定等の率に変更されますので、その辺りの報酬改定の基準単価の入力額の改定とか保険料の取得区分が変更になる予定ですので、その区分の基準の変更あるいは負担割合の所得の見直しがされる予定にもなっておりますのでそういう負担割合の所得の判定基準の見直し等が含まれています。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番鳴瀬です。5ページの債務負担行為なんですけれども、このシステムの賃借料並びに委託料、これについては5年間の債務なんですけれども、相手方についてはどちらになりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時12分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） システムの委託先につきましては、今から入札を行いまして、その結果委託を行う予定としております。現在のところ、決まっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今から契約をされるということは、これは契約をする予定金額が190万くらいあるということとすると、これは町の方かどこかで委託料を積算された方が居られるということですか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 債務負担行為の金額につきましては複数の会社から予算計上のためと言いますか、入札の参考資料として見積もりをいただいております、その平

均的なところで計上しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 訂正いたします。債務負担行為は限度額になりますので、限度額を計上するために参考として見積もりをいただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。議案第53号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。ただいま担当課から説明がありました通り、歳入歳出それぞれ140万円追加ということでございます。主だった歳入に関しましては国庫支出金、それから繰入金の増加、そして歳出に関しましては介護保険システムの改修事業の委託料ということになりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第53号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第54号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第54号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9万8,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,770万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとします。

令和5年12月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4、繰入金から9万9,000円を減額し、6,268万4,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款6、諸収入に1,000円を追加し、647万5,000円としております。項4、受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額、1億8,780万6,000円から9万8,000円を減額し、1億8,770万8,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から9万9,000円を減額し、152万8,000円としております。項1、総務管理費です。

款3、保健事業費に1,000円を追加し、636万9,000円としております。項1、健康保持増進事業費です。

歳出合計、補正前の額、1億8,780万6,000円から9万8,000円を減額し、1億8,770万8,000円としております。

今回の補正でございますが、歳出では人事院勧告をふまえた給与改定による職員の時間外勤務手当の増額及び通信運搬費の減額、歳入では事務費の減額による一般会計繰入金の減額が主なものとなっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。議案第54号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、ただいま担当課長の方から説明があったようなことで予算がついております。この制度は高齢者の人々が安心して暮らせるための制度でございますので、しっかりと連合と一緒に運営されることを希望いたしまして、本

予算については賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第54号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（宮本修治君） 日程第13「甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題とします。

これより甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。従って議長において指名することに決定いたしました。

甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。指名についてはお手元に配布の通り、甲佐町選挙管理委員会委員に藤本栄二氏、安達満雄氏、赤星眞照氏、井芹秀実氏を指名いたします。また、甲佐町選挙管理委員会委員の補充員に本田和登氏、西住幸郎氏、岡本幹春氏、児成豊氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各氏を当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤本栄二氏、安達満雄氏、赤星眞照氏、井芹秀実氏は甲佐町選挙管理委員会委員に、また本田和登氏、岡本幹春氏、西住幸郎氏、児成豊氏は甲佐町選挙管理委員会委員の補充員に当選されまし

た。

お諮りします。

補充員については補充の順序を定めておく必要がありますので、その順序を報告します。補充員の順序は1番、本田和登氏、2番、岡本幹春氏、3番、西住幸郎氏、4番、児成豊氏、以上の通り決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順序は1番、本田和登氏、2番、岡本幹春氏、3番、西住幸郎氏、4番、児成豊氏と決定いたしました。

日程第14 議会広報編集特別委員会全国研修報告について

○議長（宮本修治君） 日程第14「議会広報編集特別委員会全国研修報告について」を議題といたします。

この報告については議席に配布のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

以上で議会広報編集特別委員会全国研修報告を終わります。

日程第15 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第16 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第15「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第16「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生 of 2つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第17「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、12月8日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここに議決をいただきました令和5年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

今年も残すところあとわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただきながら、新たな年をお迎えいただきますよう心から祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、8日に開会、本日12日までの5日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。令和5年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和5年第4回定例会

令和5年12月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198